

(第一類 第七号)

第一百五十九回国会衆議院

厚生労働委員会議録 第

号

(二一四)

# 厚生労働委員会議録 第九号

平成十六年四月七日(水曜日)  
午前十時六分開議

同(坂本剛二君紹介)(第一三九〇号)  
 同城島正光君紹介(第一三九一号)  
 同(鈴木俊一君紹介)(第一三九二号)  
 同(園田康博君紹介)(第一三九三号)  
 同(高木美智代君紹介)(第一三九四号)  
 同(高木義明君紹介)(第一三九五号)  
 同(竹下亘君紹介)(第一三九六号)  
 同(武山百合子君紹介)(第一三九七号)  
 同(橘康太郎君紹介)(第一三九八号)  
 同(棚橋泰文君紹介)(第一三九九号)  
 同(谷本龍哉君紹介)(第一四〇〇号)  
 同(寺田学君紹介)(第一四〇一号)  
 同(中井治君紹介)(第一四〇二号)  
 同(中川正春君紹介)(第一四〇三号)  
 同(中野正志君紹介)(第一四〇四号)  
 同(中村哲治君紹介)(第一四〇五号)  
 同(中山成彬君紹介)(第一四〇六号)  
 同(中山泰秀君紹介)(第一四〇七号)  
 同(西村明宏君紹介)(第一四〇八号)  
 同(西村康稔君紹介)(第一四〇九号)  
 同(根本匠君紹介)(第一四一〇号)  
 同(能勢和子君紹介)(第一四一一号)  
 同(橋本清仁君紹介)(第一四一二号)  
 同(樋高剛君紹介)(第一四一三号)  
 同(平井卓也君紹介)(第一四一四号)  
 同(福島豊君紹介)(第一四一五号)  
 同(冬柴鐵三君紹介)(第一四一六号)  
 同(保利耕輔君紹介)(第一四一七号)  
 同(細川律夫君紹介)(第一四一八号)  
 同(牧野聖修君紹介)(第一四一九号)  
 同(松下忠洋君紹介)(第一四二〇号)  
 同(松島みどり君紹介)(第一四二一号)  
 同(松本龍君紹介)(第一四二二号)  
 同(御法川信英君紹介)(第一四二三号)  
 同(武藤嘉文君紹介)(第一四二四号)  
 同(村井仁君紹介)(第一四二五号)  
 同(村田吉隆君紹介)(第一四二六号)  
 同(望月義夫君紹介)(第一四二七号)  
 同(森田一君紹介)(第一四二八号)

同(谷津義男君紹介)(第一四二九号)  
 同(山本公一君紹介)(第一四三〇号)  
 同(山本拓君紹介)(第一四三一号)  
 同(吉田泉君紹介)(第一四三二号)  
 同(吉野正芳君紹介)(第一四三三号)  
 同(米澤隆君紹介)(第一四三四号)  
 最低保障年金制度創設等に関する請願(赤嶺政  
 賢君紹介)(第一四三五号)  
 同(石井郁子君紹介)(第一四三六号)  
 同(穀田恵二君紹介)(第一四三七号)  
 同(佐々木憲昭君紹介)(第一四三八号)  
 同(志位和夫君紹介)(第一四三九号)  
 同(塩川鉄也君紹介)(第一四四〇号)  
 同(高橋千鶴子君紹介)(第一四四一号)  
 同(山口富男君紹介)(第一四四二号)  
 同(吉井英勝君紹介)(第一四四三号)  
 同(志位和夫君紹介)(第一四四五号)  
 有期雇用労働者に育児介護休業法の適用に関する  
 請願(石井郁子君紹介)(第一四四六号)  
 国立病院に働く職員の雇用継続に関する請願  
 (高橋千鶴子君紹介)(第一四四七号)  
 同(志位和夫君紹介)(第一四四八号)  
 育児・介護休業法の整備等に関する請願(山口  
 富男君紹介)(第一四四九号)  
 育児・介護休業法の改正に関する請願(高橋千  
 鶴子君紹介)(第一四五二号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出席要求に関する件

国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提  
 出第三〇号)

年金積立金管理運用独立行政法人法案(内閣提  
 出第三一號)

高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部  
 を改正する法律案(内閣提出第三二号)

○衛藤委員長 速記を起こしてください。

理事をして再度御出席を要請いたしました  
 が、民主党・無所属クラブ、社会民主党・市民連  
 合所属委員の御出席が得られません。やむを得ず  
 再度理事をして御出席を要請いたしますので  
 で、しばらくお待ちください。

[速記中止]

○衛藤委員長 速記を起こしてください。

内閣提出、国民年金法等の一部を改正する法律  
 案、年金積立金管理運用独立行政法人法案及び高  
 年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改  
 正する法律案の各案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として厚生  
 勞働省年金局長吉武民樹君、社会保険庁運営部長  
 薄井康紀君の出席を求め、説明を聴取いたしたい  
 と存じますが、御異議ありませんか。

○安倍委員 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
 ○衛藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
 そのように決しました。

○衛藤委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し  
 ます。安倍晋三君。

○安倍委員 自由民主党の安倍晋三であります。  
 年金制度改革について質問したいと思います。  
 その前に、一言申し上げておかなければなりません。  
 それは、この議場内の十八の空席について  
 であります。

昨年の総選挙において、国民の皆さん、国民  
 の生活を守るために、また、より向上させるため  
 に、そして子供たちの未来のために、しっかりと  
 国会で有権者を代表して議論してもらいたい、そ  
 れぞれの候補者がその一票を託すに足るか、思  
 いを込めて一票を投じられたのだろう、こう思  
 わけであります。

我々国会議員の大きな責任は、その国民の負託  
 にこたえて、本会議場において、そしてまた委員  
 会室において、しっかりと議論をしていくことで  
 あります。そして、国民の目の前で、何が問題で  
 あるのか、何を変えていくべきかを明らかにす  
 る、それが私たちの責任であり、義務でもあります。  
 街頭で演説をしたり、あるいはテレビの討論  
 会でやべる、これは国会議員以外にもできるわ  
 けであります。我々にしか与えられていない権利  
 は、この議場で議論することであります。である  
 からこそ、私たちにとって重い責任として、しつ  
 かりとした議論をこの委員会室で進めていくこと  
 ではないだろうか、こう思うわけであります。  
 私たちは、国民の生活に最も結びついた、そし  
 て将来の安心である年金制度の改革を議論する、  
 この通常国会の大きなテーマでもあるわけであります。我々はそれぞれ党議決定をし、そして  
 政府はこの年金改革関連法案を提出しているわけ  
 であります。そして、きょうから国民の目の前で  
 我々はしっかりと議論を進めていきたい、こ  
 う考えております。

ドアは開かれているわけであります。民主党の  
 十七名の委員の皆さん、そして社民党の一名の委  
 員の皆さんに、ぜひとも速やかにこの委員会室に  
 戻つて、その責任を果たしていただきたい、こう  
 思います。それが国民の望みであり、昨年彼らに  
 一票を投じた多くの、何十万という有権者の願い  
 であります。それで、その責任を果たしていただきたい、こう  
 思います。

今回の年金制度の改革は、どのような体制のも  
 とにおいても給付と負担の均衡を図り、しっかりと  
 持続可能な年金制度をつくっていくための  
 抜本的な改革である、こう思います。今まで、五  
 年毎に年金再計算を行い、そして、そのたびに給

付と負担を変えて、法案の改正を行つてきただけであります。当初の出生率の予測がそのたびごとに下回ってきたこともあります。そうしたことが年金制度に対する安心感を毀損させてきたというのが事実ではないだろうか、こう思います。

今回の抜本改革におきまして、我々は、出生率と密接なかかわりのある労働力人口、そして平均寿命の余命を数値化したものをマクロスライドとして、こうした変化に自動的に対応できる持続可能な制度に改革を行つたものであります。

もし、今この改革を行わなければ、前回の改革によつて保険料の凍結を行つてゐるその結果、年金財政は赤字基調になつておりますし、このまま放置をいたしておりましたと、厚生年金は二〇二一年に、そして国民年金は二〇一七年に積立金が枯渇する、こういうことになつてしまふわけであります。我々は、責任ある政党としてこの状況を放置するわけにはいかない、こう決断し、この抜本的な改革に取り組み、そして成案を得て党議決定に至つたということです。

こうした年金制度の改革について言えば、いろいろな設計がある、いろいろな考え方があるのは当然であります。私たちの党内での議論の中におきましても、基礎年金部分はすべて税で賄つた方がいいんではないかという議論があつたのも事実でございます。民主党が出している案もややそれには近い案ではないだらうか、最低保障年金の部分をすべて税で賄う、こういう形にしています。

この仕組みは一見わかりやすそうに見えるわけでありますから、果たして本当にいいだらうか、このように思うわけでありますし、そしてその結果、与党の案として、政府案としては、基礎年金の部分の二分の一を税金を入れる、国庫で負担する、そのように最終的に決定をしたわけであります。

民主党が考へているようにすべて税金で賄うと、いうことにしたときに、私は、大きな不公平が生じるのではないかだらうか、こう思つわけでありま

す。二十から年金受給に至るまで當々と四十年以上年金をまじめに払い続けた人たち、そしてまたもうすぐ年金をもらおうとしている人たち、この皆さんは、ずっとまじめにこつこつと年金を払い、そしてその年金制度、保険制度の対価として給付を受ける、こういうことになるわけであります。

しかし、将来この部分を全額税にする、保険料を免除するという形にしたときには、民主党案はそれを消費税で賄う、こういうことであります。ということになりますと、今まで當々と、ずっとまじめにこつこつ払ってきて年金をもらっている人たちも、またこれからもらおうとする人たちも、この保険料を払わなくていい人たちのために、消費税という形でその人たちも負担をしなければならない、こういうことになるわけでありま

スパンでの制度でありますから、当然その中での多少の不公平は出てくるわけであります、これは耐えられない不公平ではないだろうか、その結果一年金制度に対する信頼感は失われ、崩壊につながっていく、私はこのように考えるわけであります。

政府の御見解をお伺いしたいというふうに思います。

○坂口国務大臣 安倍幹事長に御質問をいただきまして、大変恐縮に存じます。  
ただいまお話をございましたように、年金は負担と給付からでき上がっているわけでございますし、現在の年金制度は、負担につきましてはそれの人がその能力に応じて負担をする、そして、給付の方はできるだけ公平に給付を行う、こうした形ででき上がっているわけであります。負担を少なくともその能力に応じて行うということが原理原則になつていいわけでありまして、これは現在の年金の哲学と言つてもいいというふうに私も思っております。

金すべて、あるいはまたその多くであつたといった  
しましても、それを税制で置きかえるということに  
になりますと、先ほど御指摘をいたしましたよ  
うな不公平というものが生じてくることは、私も  
そのとおりだというふうに思つております。  
やはり、年金制度、今後もこの制度を維持しな  
ければならないわけでござりますし、この少子高  
齢化の中でそれをつくり上げていかなければなら  
ないわけでございますから、お若い皆さん方には  
はあるいはまた次の次の世代の皆さん方には応  
分の負担をいたしかなければならないことは事  
実でございますけれども、しかし、負担と給付、  
お互ひが支え合うというこの制度があつて初めて  
継続できるものというふうに思つておる次第でござ  
います。

○安倍委員 基礎年金の給付費について言えば、  
来年度は十六・八兆円であります。しかし、その後、  
老齢人口はふえ続けるわけでありまして、二〇二五年には二十七・二兆円に達する、こういう  
ことになつてくるわけであります。

一方、民主党案について言えば、民主党案は現  
行の保険料はそのまま据え置く、一三・五八%は  
据え置いていくということになります。そして、それと同時に、大体給付は現役世代の五〇%ぐら  
いは出せるんではないだろうか、こういうことを言つています。

今、大体四人で一人の年金受給者を支えている  
という仕組みが、二〇二五年には二人で一人にな  
つっていくわけであります。それを考えていけ  
ば、それはとても無理だろうというのはだれが考  
えてもわかることだ。こう思うわけでございま  
す。現行程度の保険料率を維持して所得比例年金  
に充てる場合には、中低所得者層にかなりの彼ら  
が言つておる最低保障年金、つまりすべて税で賄  
う給付をしなければ当然現行の給付は維持できな  
いということになれば、彼らが言つておるようによ  
り、三%程度消費税を上げることで済むとはとても思  
えないわけであります。

しかも、さらには皮らば、移行期には現行制度に

○二五年には二十七・二兆円に達する、こういうことになつてくるわけであります。

一方、民主党案について言えば、民主党案は現行の保険料はそのまま据え置く、「一三・五八%」は据え置いていくということであります。そして、それと同時に、大体給付は現役世代の五〇%ぐらいいは出せるんではないだろうか、こういうことを言っています。

今、大体四人で一人の年金受給者を支えている  
という仕組みが、二〇二五年には二人で一人にな  
なっていくわけがあります。それを考えていけ  
ば、それはとても無理だろうというのはだれが考  
えてもわかることだ、こう思うわけでございま  
す。現行程度の保険料率を維持して所得比例年金  
に充てる場合には、中低所得者層にかなりの彼ら  
が言っている最低保障年金、つまりすべて税で賄  
う給付をしなければ当然現行の給付は維持できな  
いということになれば、彼らが言っているように  
三%程度消費税を上げることで済むとはとても思  
えないわけであります。

しかも、さらに彼らは、移行期には現行制度に

よる給付を行つて行くということを言つております。その間の足りない分は国庫で、税金で持つ、こう言つてゐるわけでありますから、当然さらには消費税に上乗せをしなければいけない話であります。それは消費税に上乗せをしなければいけない話であります。つまり、これは相当の消費税率につながつて、あつて、これは思つたけれども、そういうふうに、被用者年金でございます。

まさに彼らは、選挙を目的前にしているので、保険料率はそのままにしていく、あるいは給付はやつしていくということを言つてゐるにすぎない、全く絵にかいたもち以前の案ではないだらうか、こう私は思つわけであります。

民主党は、年金のいわゆる一元化についての總理の御発言について質問をした際の總理の答弁が気に食わないといつて、今審議に残念ながら加わつてはいるわけであります。与党と野党といふ関係の中で、いつも總理が野党の質問に対しても彼らの気に入る答弁ができるとは限らないわけであります。あるからこそ、与野党に分かれていまして、そしてあるからこそ、与野党に分かれていまして、そしてその中で議論を進めていく、それが議会ではないだらうか、こう思つわけであります。

この年金の一元化について議論を少し整理していきたい、こう思つわけでございまして、今まで年金一元化はどのように進められてきたのか、そしてまた、今後どのように進めていくことが決まつてゐるかについて、お伺いをしたいと思つます。

**○坂口國務大臣** 年金の一元化という言葉は言われて久しいわけでございますが、一元化の中身につきましては、その時々、やはり意味合いも違つてゐたというふうに思ひます。

昭和五十九年でござりますが、閣議決定がされまして、その中で年金の一元化という言葉が使われておりますが、これは、いわゆる被用者保険、すなわちサラリーマンの入つておる厚生年金を中心とした共済年金その他の職域年金の一元化を言つたものであります。現在の国民年金を含めた一元化ではなかつたというふうに思つております。私も読み直しましたけれども、そういうふうに、被用者年金でございます。

以後、サラリーマンの報酬に比例しました二階部分につきまして、共済年金の給付設計を厚生年金と同じように見直しを行いました。あるいは、就業構造の変化でありますとか制度の成熟化に対応した制度の安定化と公平化を図るために、財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るといたようなことをやつてまいりました。

さらに、御承知のとおり、旧国鉄、たばこ産業、そしてNTT、これらの分野が厚生年金と合併されたと申しますか同じになつたわけでありまして、こうしたことが逐一されてまいったところでございます。

そして、平成十三年の閣議決定がございまして、これは、被用者年金制度の統一的な枠組みの形成を図るためのさらなる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図る、こういうことを述べております。とりわけ現在の共済年金、それも国の共済、そして地方の共済、そうした財政的な問題をどういうふうに一元化していくかといったようなことにつきまして進められているのが現状でございます。

そうした中で、国民年金を含めました一元化というのは、今回私は初めて出てきたのではないかというふうに思つております。もともと、サラリーマンと自営業者の皆さん方というのは大きな違いがございます。一番大きな違いは、何と申しましても、定年制があるとのないのと、それが大きいかないでございますし、もう一つ、所得がいつも変化する。サラリーマンはそんなに大きな変化はないのが普通でございますけれども、自営業者の場合には年々歳々変化をするといったことがございまして、そのものを、同じ年金制度の中でそれを実現できるかどうかということは、非常に難しい点だというふうに思つておる次第でございます。

○安倍委員 今の大臣の御答弁によりますと、年金制度の一元化というのは、そもそも二階建ての制度を前提に進めてきたわけであつて、一階部分の基礎年金については、これは基礎年金という形

で一元化されたと言つてもいいと思います。そして、二階の部分については、いわゆる被用者保険について一元化を進めてきた、こういうことなんだろうと思います。しかし、この被用者保険の部もありますし、被保険者の業態も違うわけでありますから、ここは前提としてこなかつたというのがあります。しかし、総理は、やはり常に年金制度というのはベストなものを目指さなければならない、その中では、いろいろな可能性を求めて何がベストかを考える、また検討するべきであるという中にあつて、年金の一元化ということも当然考えなければならぬということをおっしゃつたんだらう、それは当然ある問題意識なんだろう、私はこう思うわけであります。

私は個人的には、国民年金と被用者保険を果たして一つにするのがいいんだろうかという感じはあります。その中で、これを一つにする際の問題点、そしてまたもし問題点を乗り越えて一つにしたときのメリットはどういうものがあるのかどうかということについて、政府にお伺いをしたいと思います。

○坂口国務大臣 一元化をするというふうにいきましたときに、一元化の姿形もさまざまあるんだろうと思います。日本経団連の皆さん方がおつしやつておりますように、いわゆる基礎年金は一律にして、そして二階部分は民営化をするというような一元化も中にはあるわけでございます。で、一元化のやり方というのもさまざまあるんだろうというふうに思つております。

ただ、民主党が御指摘になつておりますようない元化をしていくかというふうに思いますと、どうしましても、自営業者の皆さん方の所得把握といふものがきちんとできるということが大前提になります。この所得把握というものができなければいけないわけでございます。で、これは納税者番号制か何かを導入して所得を

把握していくことが多分行わなければならぬんだろうと思いますし、納税者番号を導入いたしましても、キャピタルゲインやそうしたものを把握することはでき得ましても、全体像を把握することはなかなか至難のわざではないかと思いますが、一応、そういう問題点がございます。

それからもう一つ、自営業者の皆さん方に保険料を出していただきますときに、それは売り上げの額から出していただくのか、あるいはそこから経費を引いた所得から出していただくのか、あるいは課税所得から出していただくのか、そうしたことでもこれから問題になるのではないかということについて、お伺いをしたいと思います。

○坂口国務大臣 社会保障全体の給付と負担の見通しでございますが、これは平成十四年一月に行われました人口推計を踏まえまして平成十四年の五月に策定したものでございますが、それによりますと、二〇二五年の社会保障に係ります負担は、対国民所得比で三二・五%というふうになります。今回、この年金制度の改正で年金の保険料の上限を八%台に落としましたので、これで二%ぐらい減るというふうに計算いたしております。現在のところ、全体で三〇%、対国民所得比で三〇%程度というふうに見込んでいるところでございます。

今後の医療費の動向、とりわけ高齢者医療の動向、さらに介護の動向等によりまして、この値に多少の違いは出てくるかと思いますけれども、介護とそれから医療との間の整合性、特に、そこに重なりがある部分はなくしていかなければならぬといふふうに思つておりますし、また、年金と介護あるいは医療との関係につきまして

次第でございます。

○安倍委員 今後さらに年金制度の検討というのは当然続けていくべきなんだろう、こう思うわけあります。しかし、今回の年金制度は、我々自信を持つて国民の皆さん方に提示できる抜本的な改革である、こう思うわけであります。次には介護保険制度の改革があり、そして次には医療保険制度の改革がある、こう思うわけであります。こうした社会保険制度の改革全体をにらんで、給付と負担のバランスがどうあるべきか、あるいは高齢者への給付額はどれくらいが適切かどうか、あるいは高齢者への給付とそしてまた子供たちへの給付、児童への給付とのバランスがどうあるべきか

ということもやはり今後考えていかなければならぬんだろう、こう思うわけであります。いずれ、今回の年金制度改革を織り込んだ社会保険全体の給付と負担の見通しが示されるというふうに聞いているわけであります。今回の年金制度改革によって社会保障全体の国民負担はどの程度になるのかということについて、お伺いをしたいと思います。

○安倍委員 年金制度に対する不安の中の一つは、未納者が増加をしているということであります。よく、マスコミにおいて、またあるいは野党の皆さん方が、未納者が四割もいる、事実上崩壊しているのではないか、こんなことを報道したり、ま

た主張しているわけであります。確かに、未納者の増加というものは重大な問題であるというふうに思ひます。

ていくか

しかし、この未納者の問題でありますか、保険料を払つておられない方々の中には二種類あるということは、意外と国民の皆様も御存じないのでないかと、うふうに思います。それは、一つのカテゴリーは、本来年金保険料を払わなければならぬのに払っていない方々、そしてもう一つは、所得が低いということによって払いたくても払えないという方々であります。

いわゆる免除者の方々と未納者二つの分類になるわけでありますて、この未納者の皆さん、江角マキコさんなんかがその一つの例なんだろうと思うわけでありますが、こういう皆さんについては、払っていない分については年金がもらえないわけであります。そして、あるとき気持ちを入れかえて払おうと思つても、これは二年しかさかのぼることができないということになります。

一方、所得が低いために払いたくても払えない方々について言えば、これは払えるようになれば十年間さかのぼつて払うことができますし、そしてまた、国費が入つている部分、現在でいえば三分の一については三分の一だけもらうことができます。将来三分の一に上げていけば二分の一といふことになるんだろう、こう思います。

未納者の数は現在三百一十七万人、そして免除者の数は、これは大分ふえまして、四百七十五万五千人ということがあります。この未納者が増加、またあるいは現在のこの状況が年金制度の崩壊につながるかのごとくの議論があるわけであります。が、実際に果たしてこの未納者の増加は年金財政にどの程度影響を与えるのか、お伺いをしたいと思います。

の皆さんお欠席だということあります

野党は、先ほど幹事長からもお話をございま  
たが、みずからが法案が出せないのでいるという

が、政府案に對しては必ずしも評判がよろしくない、批判がたくさんある、これが現実と言つてもいいかもしません。また、そういうふうに考えると、また感ずる方々がおられるというのには、何といつても、だれでも保険料が上がつたり給付が下がつたりするのは嫌でありますから、そう思うのは自然といえば自然であります。

そういう中で、夏には参議院選挙もあるわけ  
で、これだけ批判があるにもかかわらず、また、  
参議院選挙に不利ではないかと言われておるにも  
かかわらず、この法案は断固として成立を図らな  
きやならぬ、こういうふうにお考えになつておる  
その理由、これは何で日本のためになるのか、こ  
の決意をひとつまず最初にお伺いしたいと思いま  
す。

○森副大臣 坂口大臣が参議院本会議に出席のために、私の方から御答弁をさせていただきます。  
私は、この問題について、これまでの経緯と、現在の状況、今後の方針について、お話を伺う所です。  
まず、年金制度の現状についてお話しします。年金制度は、昭和三〇年代に入ると、急速に高齢化が進み、年金支給者の増加により、年金財政が逼迫する傾向があります。また、年金額も年々上昇の一途を辿っています。  
一方で、年金制度の改革が進んでいます。特に、年金額の算定方法や支給条件が改められ、年金額が減少する方向で改革が進められています。しかし、年金額の減少によって、年金生活が困窮する高齢者層が増加する懸念があります。  
また、年金制度の改革によって、年金額が減少する一方で、年金支給者の増加による年金財政の逼迫が進むことによって、年金制度の持続可能性が危ぶまれています。  
以上が、年金制度の現状と問題点です。

これまでにも隨時改正を重ねてきたわけですが、ますけれども、人口、経済状況の変化があるたびに給付内容などに変化がありましたので、こういったことも、国民の年金制度に対する不安を招来する一因になつたのではないかというふうに考えております。

今回の法案は、こうしたことから、五年ごとに改正するのではなく、まず、負担については最終的な保険料を明示する、また、給付については人口や経済の変動に応じて給付を自動的に調整しながら下限を定める、また、基礎年金の国庫負担を引き上げることなどを内容としたものでございまして、いろいろ御意見があることは十分承知を

しておりますけれども、何より、こういった状況を踏まえまして、少子高齢化の進行の中でも持続可能な年金制度に改正いたしますために、今回この法案を通していただくことが私どもの国民に対する責任であるというふうに考えております。

どうか、長勢理事初め委員各位、また各党各会派の十分な御審議の上での御理解を心から御期待、お願いを申し上げる次第でございます。

○長勢委員 お話のとおり、年金はもう破綻に瀕しておりますわけで、待つなしであります。にもかかわらず、野党は断固廃案と称しておるわけでありまして、廃案になつたらこれはどういうことになるのかということを大変危惧するものであります。

伝えられる民主党案によりますと、この民主党案なるものは、今回年金制度を改革するという案ではない、五年間かけて、国会に調査会のようなものをつくつて検討して、それから改革を進め、こういう、いわゆる改革法案ではなくて改革推進法案というふうに伝えられております。といふことは、逆に言うと、廃案にして五年間は何もしないという改革先送りの案であると言わざるを得ません。

ということになると、今副大臣から、今やらなければどうするんだ、そのため命がけでやつていらんなどいう力強いお言葉があつたわけでありますが、これを五年間このままにしておいたら、当面、保険料は上がらない、年金額も下がらないということになるのかもしませんが、それでどうすることになるのかともう一つ明確におつしやっていたときたいと思うんですね。

五年間何もしなくとも破綻が全然進まない、五年後にも、仮に保険料を上げる、給付を下げるとしても今と同じだといふんだしたら、何も慌てることはないということになつちやうんですね。私は、そんなばかなことはあるわけはない。どんどんどんどん破綻が進んで、五年後に直そうと思うと、もつとえらいことをしなきやならぬ、こういうことになつたらどうしてくれるんだといふ

う思いなんです。

このまま五年間ほつぱつておく、廃案にするといふことはどういうことになるのか、ひとつ明確に御答弁いただきたいと思います。

○森副大臣 まさに御指摘のとおりでございまして、仮に五年間改正を先送りいたしました場合、保険料据え置き、現行給付水準を維持することになりますから、改正案の収支見通しに比べ、保険料収入は減少し、年金給付は増加いたしますの

で、年金財政の実質的な赤字幅が大幅に拡大いたします。平成二十年度、すなわち二〇〇八年度の厚生年金の積立金は、改正案の約百五十六兆円から百四十九兆円、すなわち七兆円減少する見込みとなります。

また、年金財政の均衡を図るために、改正案の収支見通しと比べた財政悪化の影響分を、さらに保険料を引き上げるか、その上に給付水準の調整を行なうかによって吸収する必要が生じますので、いずれにしても、将来の世代に負担を先送りすることにつながります。

また、つけ加えまして、民主党案では、平成二十一年度に新制度が発足するまでの間、先ほど委員から御指摘があつたとおり、現行制度を続けることになつていいようでございますので、ただいま申し上げた財政悪化と同じことが生じることになりまして、制度体系をどのようにその時点で変えたとしても、この悪影響は残ることになります。

○長勢委員 わかりやすく言うと、民主党のお考えは、年金の不良債権をさらに大きくしたく、こうすることになるということだらうと思うんですね。これは早急にこの改正案を通してこういうことを防がなきやならぬ、そういう決意を新たにいたします。

ところが、この年金の議論は非常にわかりにくいでありますね。大変複雑でありますし、それから、それの方々がいろいろな事情の中でこの制度に加入されておられますので、どの話が自分に關係あるのかないのか、よくわからない。まして、

政府のお話も、マスコミの報道も、いろいろなテレビその他の議論も、大変立派な術語がたくさん出てきて、何の話をされているのかよく理解できません。私も、地元でいろいろな話をしています。

けれども何の話かわかつたかと聞きましたら、何言っているのかよくわからなかつたという人がほとんどであります。これは非常に残念なことです。

そういうことなものですから、逆にいろいろ、大筋とは直接関係のない、ミクロの話が大手を振つてまかり通る。もちろん、そういう問題、制度そのものに絡むいろいろな不合理はあります。

例えば、先ほどお話のあった未納の問題だと、あるいは保険料のむだ遣いの話だと、いろいろな問題があるわけで、これは直さなきやならぬところでありますけれども、そのことにかまけて、本当の大筋の話ができなくなつていて。木を見て森を見ずの議論になつているということは、これから日本の将来を考える上で非常に困ったことがあります。ぜひ、国民の皆さんにもう少しわかるよう、政府も努めていただきたい

と思います。

それから、今お尋ねの件でございますが、先生がおつしやるよう、非常にわかりやすく御説明できるかあれでございますが、一つは、年金のいわゆる集団の単位で申し上げますと、いわゆる国民年金に属していただいている方は、自営業の方、あるいはその自営業の方の奥様でありますとか、家内従事者の方、この方が基本でございますし、現在の時点で申し上げますと、従業員規模の非常に小さな民間サラリーマンの方も入っておりまして、現在の時点で申し上げますと、従業員規模の非常に小さな民間サラリーマンの方も入っておられます。ただ、国民年金は、基本的に自営業の方を基本に置いて設計をいたしております。

それとは別に財政単位で申し上げますと、民間のサラリーマンの方につきましては、厚生年金というところで保険集団を組んでいただいているふうな学という形で、いわゆる公務員年金の分野がございます。

のではどうもならないわけでありますから、まあ、この三つだけでもわかりやすく、私でもわかるように教えてもらえないでしょうか。年金局長、お願いします。

○吉武政府参考人 その前の御質問、先ほど副大臣が御答弁申し上げました、今回の政府案と違いまして、保険料を五年間さらに凍結するということで、簡単に影響を申し上げますと、標準世帯のケースで、将来の厚生年金の新規裁定の給付水準、いわゆるサラリーマンの方ですけれども、五〇・二%が、一・五%ほど低下いたしました四七・七%になるだろうというふうに考えられます。

それから、将来の保険料率でございますが、最初の引き上げがおくれますので、最終保険料が逆に上がりまして、給付水準を下げないとすれば保険料は上がりまして、一八・三%が一九・三%ぐらいに、約一%程度の影響が出るだろうということで、先生がおつしやるとおり、この五年間のどのような政策をとつていただくかというのは、将来の姿に非常に大きな影響を与えるということだと思います。

それから、給付の基本で申し上げますと、この三つの制度につきましては、六十年の制度改革によりまして、基礎年金という形で、基礎的な給付は共通の水準で給付をしようという形になつております。したがいまして、自営業の方、民間サラリーマンの方、公務員にとりまして、基礎年金は完全に共通の給付でございます。

これに加えまして、民間の厚生年金の方につきましては、いわゆる報酬比例年金というのがございまして、二階建ての年金があるという形でございます。さらに、公務員年金につきましては、いわゆる職域部分というのがございまして、三階建てになっているというのが現状の姿でございます。

それで、なぜこういう形で分かれておるかといふことでございます。

先ほど大臣も御答弁申し上げましたように、サラリーマンで申し上げますと、通常は退職するによって稼得の手段をほぼ喪失するということを想定いたしております。したがいまして、従前の賃金あるいは前年の収入に対してもどういった水準を考へるかということでサラリーマンの年金水準を考えていくことになるだろうというふうに思つています。

それから、自営業の方は、先ほど来お話をございますが、実際にでは、どういう所得を持つておられるかということはなかなか把握しがたい。しかし、では、自営業の方の所得を收入だけで把握するということは、これは事業をやつておられるわけでありますので、外形標準課税的なことになりますので、収入に応じて保険料を払つていただくというのも非常に無理だらうということだと思います。

国民年金制度の創設以来、いわゆる所得比例の保険料を自営業の方にお願いできなかつたことはすつと検討がされておりますが、これもなかなかできないということで、自営業の方につきましては、定額の保険料負担をしていただき、先ほど申し上げました共通の基礎年金を給付する、こ

三つの制度につきましては、六十年の制度改革によりまして、基礎年金という形で、基礎的な給付は共通の水準で給付をしようという形になつております。したがいまして、自営業の方、民間サラリーマンの方、公務員にとりまして、基礎年金は完全に共通の給付でございます。

この仕組みになつているというのが大まかなところでございます。

説明が非常にわかりにくくて申しわけございます。

せんが、そういう形でございます。簡単に言うと、

○長勢委員 大変わかりやすかつたんですね。けれども、自営業の方、店をやつておられる方々と農家の方々等々は、勤め人はたくさんもらえていいなという声をどこへ行つても聞くわけですね。これは国民の通常よく聞かれる不満であります。

何でこんなことになつているのかとくるる御説

明があつたわけでございますが、簡単に言うと、

○長勢委員 サラリーマンは給料に応じて保険料を取られる、

これは厚生年金というんだ、そこに入つてもらう。自営業の方々は定額で入つてもらう、これは国民年金、国民年金の人は定額の国民年金しかもらえない。それと、国民年金見合いのものを基礎年金といつて、厚生年金に入つた人は、サラリーマンのときはその分にプラス自分の保険料に応じた分がもらえる。これだけの違いなんですね。

これは、何でこうせざるを得ないのかといふことを、これは先ほどもお話しになつた一元化の話であります。やはり皆さんに理解しておいてもらわないと、何か上がつたの下がつたのといつて、だれが上がつたのやら、だれが下がつたのやらという中で、どうしても自分が下がるのは嫌ですから、あいつがうまくやつているという話に目が行くのは仕方がないんですけども、それを直すときは大変なことになるということも理解した上で、やはりこの年金改革というのは国民の理解を得るようにしていただきたいものだと思っております。

今回の改正は、そういう中で、これから少子高齢化が進む中で、将来とも安定的に持続可能なものにする、そのための改革でありますから、どうしても必要なわけですが、たくさん

の不満が聞かれます。これは、現在年金をもらつてゐる人と、それから今保険料を払つてゐる人では、方向が違うわけですね。それぞれの思いで

不満を言つておられるわけでありますから、それに対応した説明というか、御理解をいただきたいと思います。

まず、現在年金をもらつてゐる人たちの不満と、いかが不安というか、今度の改正があれば、これからどんどん将来自分のもらう年金が引き下げられしていくんじゃないかという不安をお持ちであります。そしてまた、今回、年金課税を強化するということもありますので、ますます年金の額が

実質的に目減りをしていくんじゃないかという不安をお持ちなわけであります。これにぜひお答えをいただきたいと思うんです。

まず、将来、今年金をもらつているけれども、

自民党政府に任せておくとどんどん減らされる

いう悪宣伝が行われておるわけであります。そ

んなことはないというふうに聞いております。

ただ、私がそんなことはないんだよと言つてもだれ

も信用してくれませんので、ひとつここで、何で

今もらつてゐる人たちは減つていかないのか。何

か新聞によると、これから将来受給額は一五%減らすんだというのがでかでか載つていて、自分

のもどんどん減つていくんだなどみんな思つちや

うわけで、そういうこととの関係も含めて、今後

はございません。これは、物価がマイナスに

なつた場合を除きまして、現在受け取つておられ

る年金が減るということは行わないというの

が今回の基本的な考え方でございます。

ただ、現在もらつてゐる年金額は減るといつて

おつたよう率を引かせていただいて、抑え目の改

定をさせていただくという形でございます。

それから、既に年金をいただいている方につき

まして、これから後輩である現役につきまし

て、そういう形で、いわば少し我慢をしていただ

いて全体の安定のために貢献をしていただけ

ることでございますので、既に年金をいただいて

いる方につきましても、物価の上昇から今申し上

げたような率を引かせていただいて、抑え目の改

定をさせていただくという形でございます。

それから、既に年金をいただいている方につき

まして、これから後輩である現役につきまし

て、そういう形で、いわば少し我慢をしていただ

いて全体の安定のために貢献をしていただけ

ることでございますので、既に年金をいただいて

いる方につきましても、物価の上昇から今申し上

げたような率を引かせていただいて、抑え目の改

定をさせていただくという形でございます。

ただ、現在もらつてゐる年金額は減るといつて

おつたよう率を引かせていただいて、抑え目の改

定をさせていただくという形でございます。

それから、既に年金をいただいている方につき

まして、これから後輩である現役につきまし

て、そういう形で、いわば少し我慢をしていただ

いて全体の安定のために貢献をしていただけ

ることでございますので、既に年金をいただいて

いる方につきましても、物価の上昇から今申し上

げたような率を引かせていただいて、抑え目の改

定をさせていただくという形でございます。

それから、既に年金をいただいている方につき

まして、これから後輩である現役につきまし

そういうことはあつてはならないわけでありますので、そういうことになつておるのかどうか。大体、どういう方々にこれから税金が、年金課税が強化をされるのか、少しこも具体的に説明をしていただきたいと思います。

また、年金については、日本では、大ざつぱに言つて保険料は非課税、つまり保険料を払えばその分は非課税、年金をもらえばそのもつた分も非課税というのが大筋の現行制度でありますけれども、世界じゅうはどうちも非課税というのは珍しい話で、どつちかでは税金をいただくというのが税の世界でも公平だと思うんですけれども、世界では年金に対する課税というのはどういうことになつておるのか、あわせてお答えをいただきたいと思います。

○吉武政府参考人 先生の最初のお尋ねでござりますが、いわゆるモデル年金世帯の方、世帯全体のモデル年金額は年額二百八十三万円でございますが、今回の税制の見直しで年金額二百八十五万円までは課税をされないということになつております。したがいまして、モデル年金で生活をしておられる方については、所得税は引き続き課税をされないという形でございます。

課税がされますのは、それより高い年金をもらつておられる方でございまして、基本的には、これは企業年金なんかも入つてござりますので、先ほどの例えれば公務員年金で三階建ての年金をもらつている人でありますとか、あるいは企業年金をもらつているような方について課税がされるということでございます。

その課税で申し上げますと、例えば、世帯の合計収入が年金で三百三十万ぐらいの方につきましては、これまで非課税でございますが、年金課税の見直しによりまして約三万三千円の課税になります。同じ三百三十万につきまして、現役の給与所得者世帯で申しますと、八万三千円の御負担でござりますが、なお現役の方に比べます所得税の負担水準というの緩和した形で、徐々に負担

を、課税を引き上げさせていたくというのが今回改訂でございます。

それから、年金税制につきましては、先生おつしやるとおりでございます。アメリカの社会保障年金で申し上げますと、サラリーマンの方が御自分で負担していたいいます保険料につきましては、日本と違ひましてこれは非課税でございませんで、課税がされます。そのかわり、アメリカの年金給付では、この部分については課税がされない、入り口で課税がされますので出口で課税がされないという形でございます。

日本の場合には、基本的には入り口で非課税でございます。事業主さんも非課税、それからサラリーマンの方の御本人も非課税でございまして、出口では基本的には課税対象でございますが、先ほど申しましたように、課税をされない方が相当数おられるという形でございます。

そういう形で申し上げますと、外国では、アメリカはちょっと特別な例でございまして、基本的には拠出時は非課税というのが一般的でございまして、給付時には課税をしていくこうというのが大体一般的な姿でございます。

○長勢委員 先ほど言いましたように、それなりに生活ができる方には、若い方々も負担をしておられるわけですから、わかりやすく言うと、給料の額と年金の額が一緒のときに、若い方々が給料から取られる税金と、同じ額の年金をもらつておる年寄りが払う税金とが、若い人が高いというのではなくなかなか難しいことになりますので、そちら辺はひとつみんなで考えていくべきじゃないかということは、私は大事なことだと思うんですね。

そういう意味で、今回そういうことも配慮しながら、老後生活に不安のないようにといふうに配慮されたと思うんですね。それをもうちょっとわかりやすく言えないのかね。

○吉武政府参考人 ちょっと額のことだけ申し上げましてあれでございますが、要するに、年金課税の基本的なところで申し上げますと、いわゆる

公的年金控除ということで控除をさせていただきます。それにつきましては、六十五歳未満の方は五十五万円、六十五歳以上の方は百万円という控除でございます。この六十五歳以上の方の控除につきまして、百万円から五十万円という形で、六十

五歳以下の年金受給者の方と同じにさせていただいているわけです。

しかし、それでは非常に急激な引き下げになりますので、いわゆる最低保障額ということで、この額以下はすべて控除するという額を設けておりまして、これが六十五歳未満の方は現在七十万、それから六十五歳以上の方は百四十万でございまが、これを七十万から百二十万という形でございます。したがいまして、六十五歳以上の方につきましては、六十五歳未満の方に対してもお控除額を大きくいたしまして、それで控除額の少し減少をさせていただきますが、それを百四十万から百二十万という形で非常に緩やかに減少させていただくということで対応いたしております。

ちなみに、六十五歳未満の方の所得税の負担につきましては現役のサラリーマンの方の負担とほぼ同様な形になつております。そのことによりまして、先ほど私が申し上げましたように、現役のサラリーマンの方よりも年金額が相当高い方であつても負担はなお緩和する形で今回の税制の改正をやらせていただいているという形でございまます。ちょうど、現行とそれから通常のサラリーマンの方の間に緩和する状態を設けて、それで、モデル年金を中心として、いわば余り高くなない年金で生活していただいている方については、この所

得税あるいは住民税の御負担はお願いをしないと对めらえるんだ、こう政府はおつしやつておられるわけで、そのとおりだと思いますけれども、残念ながら、国民の方々は、本当にねと、必ずしも十分信用しておるという段階には至つていないというのが本当ではないでしょうか。やはり、これだけは、ただ大丈夫だ、大丈夫だと言つてはいたつてなかなか信用してもらえない、今までの実績がありますから信用されないわけで、ここはひと

つぜひ、副大臣、政務官もおいででございますから、役所の方々を御指導いただきたいと思いますし、もし必要な指導料をいただければ私も指導させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○長勢委員 この委員会の場は、いろいろな役割があると思うんですけれども、この議論を通じて国民の方々にわかつてもらうというのも一つの大変な役割だと思います。今のお話は、国民の方々、聞いておわかりになつた方がどれだけおられるか若干不安に思うわけで、それじゃせつかくこんないい法案を出しながら何にもならないわけで、ひ

つ、百年間大丈夫だというのを明確に、具体的に説明して、国民の方々もわかるように、安心させて

○森副大臣 そのとおりでございます。  
○長勢委員 そこで、年金をもらえるの

がりますので、賃金の上昇に応じて年金の給付を考えるというのが基本でございます。

○吉武政府参考人 先ほどの標準的なケースで申  
うことなんですね。

てやつていただきたいと思います。  
**○森副大臣** 今回の年金制度改正案のポイントは、先ほども申し上げましたとおり、まず、五年

安心配がないということで安心はしましたが、その条件の一つは、将来、年金水準は五割になるよ  
うなことだらうと思ひます。

その形で今は五九・二%の水準を設定するということです。さういふことは、先ほど申し上げました、賃金によって上げることにつきまして、実際に支

し上げますと去年退職した方は少しもして貰  
金が二・一%上がりますと、ことし退職した方は、  
いわゆる厚生年金で新規裁定で受けられる年金額

ごとに給付と負担を見直すのではなくて、将来の負担が過大とならないよう極力抑制しながら、一方で、将来の負担の上限と給付の下限を法律上明瞭にしております。また、急速な少子高齢化が進行する中で、年金を支える力と給付のバランスをとることができる仕組みに転換をいたしました。また、課題でありました基礎年金の国庫負担割合についても、引き上げの道筋をお示ししております。こういったことによりまして、年金制度が将来にわたって高齢者の生活の基本的部分を支えるという役割を果たすことのできる持続可能な制度設計ができたというふうに自負をしております。今回の改革は大変大きな意義があると思いま

五割になるというのは、どういう形で五割になつていいのでしょうか。仕組みとして。ある日突然、これからもう人はいつから五割になつていくんでしょうか。今現在もらつてある人たちはどういう形で年金額が算定されておつて、それの水準が六割近くということになりますが、将来五割になるというのは計算の仕組みが変わるものでしようか。

え手となつておられます現役の方々の数が減少してまいりますので、例えば名目賃金が二・一%昇をいたしましたときに、その支える方の減少分、これから平均〇・六%ぐらいというふうに見通しておりますが、例えは〇・六%を引かせていただいて、それで一・五%ということになります。さらに、平均寿命が伸びてまいりますので、平均寿命の伸び率も引かせていただきまして、これは〇・三といふふうに見ておりまして、それで一・二%という形で、賃金の引き上げに応じた年金額の改定を少し抑制ぎみにさせていただこうというのが今回の考え方でございます。

したがいまして、なんだん新規裁定の現役の平均賃金に対する比率が下がつてくるということをございますが、それは、名目年金額そのものは上がっていく中で抑制をさせていただくという仕組

は二・一%上がります。そこを一・二%にさせていただくというのが今回の案でございますので、去年新規裁定を受けた方よりも一・二%上がるという形になります。

それから、その状態が、先ほど西暦で申し上げましたけれども、平成三十五年、二〇二三年まで調整をさせていただくという形でございますが、現役の平均賃金に対する比率がだんだん下がってくるということでございまして、先輩の年金受給者に対しまして、次の年に受けられる年金受給者の年金額そのものは上がつてまいりますが、現役も上がつてまいりますので、現役との比率が五〇・二%まで徐々に比率としては下がつてくるということです。年金額そのものは上がりりますし、年金額の引き上げについては、先行する世代より後の世代の方が高い年金額になる、そういう政策をとります。

その結果として、現在生まれた子供がほぼ受給を終える二一〇〇年までの約百年間の財政バランスをとることいたしておりまして、将来推計人口の中位推計や、実質賃金上昇率が二〇〇九年度以降年率一・一%など、一定の人口や経済などの前提のもとでは、将来の保険料を一八・三%に固定いたしまして、社会全体の年金を支える力に応じて年金額を改定する新しい仕組みとなつておりますので、調整後の給付水準は平成三十五年度、すなわち二〇二三年度以降五〇・二%を確保でき、給付水準の下限とした五〇%を上回る見通しつとなつておりますので、以上をもしまして、百年後でも絶対大丈夫ということを申し上げます。

○長勢委員 これから、少子化なりそういういろいろなファクターのそれなりに慎重な水準を推計して、それに合わせて今回の改正をやれば、そういう事態が生じても百年間は大丈夫なようになつてある、こういうことありますね。（森副大臣「そうです」と呼ぶ）もうちょっと力強く言つていただけませんかね。

ということは、先ほども申し上げました、いわゆる民間のサラリーマンの方、基礎年金と報酬比例年金を受けておられる方モデルケースといいますか、その方のケースでございます。  
この年金額の計算でございますが、基礎年金の額、それから報酬比例年金につきましては、例えば四十年間加入をされますと、標準報酬の月額に對しまして、ずっと二十から三十、四十、五十という形で月給を受けておられるわけですからどちらも、その月給の価値を現在の価値に直します。例えれば、二十年前の初任給が十万であったとすれば、現在の初任給が例えば二十万ということであれば二十万というふうに置き直しまして、それの平均額を出しまして、これに対しまして二八・五%相当の給付がされるというのが報酬比例年金でございます。そういう形で、サラリーマンの、奥様が専業主婦の方のモデルが現在五九・二%ということでございます。

この年金の給付を、例えば新たに五年後に受けられる方につきましては、五年後にまた賃金が上がったことによって、年金額が増加する計算になります。これが年金額の計算式であります。

がざいます。それが、名目年金額そのものはばがつしていく中で抑制をさせていただくという仕組みでございます。

それから、先生お尋ねございました五五%でござりますが、二〇一二年が今の標準的なケースで五五・四%というふうに見ておりまして、二〇一三年度に五五より下がつてくるという形でござります。そして、想定しておりますのは、二〇一二三年度に五〇・二%ということになりますて、この後は五〇・二%という形でずっと安定的に維持ができるというのが標準的な試算の見通しでござります。

○長勢委員 西暦に弱いものですから、何年後かよく計算できませんけれども、この法律が通つたら、同じ水準で退職した人が、去年退職した人の年金額は六割だつたけれども来年からは五割になるというわけではないということですね。毎年その水準が、今度、五九から八、七、四と下がつていつつ、五五%になるであろうのは二〇一二年ですか、五〇%になるのは大分先だ。こうい

まず、年金額の引き上げについては、先行する世代より後の世代の方が高い年金額になる、そういう改定でございます。  
それから、もう一点つけ加えさせていただきますと、この二十年間の調整をいたしまして、先ほどの百年間では均衡状態になりますので、二〇二三年以降は、本来の賃金スライドあるいは物価スライドに戻させていただくという形でございます。  
そういう意味で、この二十年間、給付と負担の調整について御理解を得て、ここで安定化を図つていただくことによつて、二〇二三年以降の年金額の受給を受ける方、これは今の年齢で申し上げると大体四十歳から以下ぐらいの方、この方たちには、給与に対する比率は下がりますけれども、本来の改定に戻るという形でございます。そういうことを四十年代から上の方、あるいは今年金を受給している方に御理解をいただいて、将来の四十歳以下の世代の安定のためにまた御努力していただこうというのが、今回の調整の基本的な考え方でござります。

平成十六年四月七日

います。

○長勢委員 何か言いわけを含めたような答弁ぶりなものですから、かえつて不安を持つ人が出てくることも起こりますから、気をつけて答弁いただきたいと思います。

賃金が上がっていくから、前よりも下がる給付になることはないんだよ、ただ、給付率だけを少し下げていって、あるところで行つたらもとへ戻すから御心配なく、こういう御答弁だつた思います。そういうことを少し皆さんにわかつていただかないで、五割五割と書かれると、来年になつた後、だつと落ちるかと、みんなそう思つて誤解されても困ると思うんです。

ら、この法案が通れば、ことし月六百円上がる、こういう仕組みになるということですか。

それで、最終的にサラリーマンの方々の保険料率は一八・三〇で上限だ、これがうたい文句になつておるわけあります、一八・三〇でとまるというのは、どういう仕組みでとまるんですか、どこで担保されているんですか。

○森副大臣 今、どこでとまるかというお尋ねでござりますけれども、これは、将来の現役世代の負担が過大とならないよう極力抑制しつつ、保険料の上限を法律で規定して固定することにいたしましたわけでござりますけれども、こういった制度を成り立たせるために、少子化の進行など社会経済の状況の変化には、給付水準を年金を支える社会全体の力に応じて調整する仕組みを導入することにより対応していくものでございます。

この一八・三〇%という最終保険料率の水準は、公的年金としてのふさわしい給付水準の下限として五〇%を確保できるように定めたものでございます。この一八・三〇%という最終保険料率のもとで、五〇%の給付水準が確保できますように、制度の適切な運営に努めるとともに、次世代支援対策や、経済の回復、またさらに成長に向かって全力を挙げて取り組むことが重要であると

いうふうに考えております。

○長勢委員 自分の選挙区の方々とお話ししている感覚、理解は深まつておると思うんですけども、一方で、皆さん方の専門用語でいくと

もう十分理解されておって、そういう中で、保険料が上がっていくことがある種やむを得ないといふふうに考えております。

○森副大臣 今御指摘のとおり、我が国の年金制度は賦課方式がとられておりますけれども、これは、そもそも制度発足時は積立方式の考え方で運用されていたものでござりますけれども、その後の経済社会の変動に対応して、徐々に賦課方式の要素を強めて今日に至っております。これは、我が国のみならず、主要各國の公的年金制度に共通したことなどでございます。

あらかじめ予測のできない社会経済の変化に対応して老後の生活の基本的な部分を保障し続けることは、世代を超えて支え合う、いわゆる世代間扶養の仕組みによつて初めてできることであると

いうふうに考えます。したがつて、この方式でもつて、将来にわたつてこの制度を守り育てていかなければならぬと考えているところでござい

ます。

この世代間扶養の仕組みでは、今御指摘のとおり、世代間の不公平が生まれるんぢやないかという指摘もありますけれども、昔の人は、同居や仕送りで、年とつた両親の生活を私的に支えていた人が多かつたわけでござりますけれども、今日で

はそれが公的年金に置きかわつておられます。これは、年金制度はもちろん、産業経済にとってもゆゆき問題だと私は思いますので、厚生労働大臣、労働問題も雇用問題も担当なさつておられますので、そ

ういう点からもぜひひとつお考えをお聞かせいたいと思います。

○坂口國務大臣 中座をいたしまして、申しわけありませんでした。

さて、今、大きな問題を三ついただきました。一番最初の未納、そして、未納の問題だけではな

る。

こういうことはやはり少しきちんと説明をしていかなきゃなりませんし、逆に、今もらっている人たちは、本来払うべき保険料を十分払う制度になつていなかつたおかげで、その分の保険料もこれからは自分が払わなきゃならぬ、こういうことについての不満も世代間の不公平としてたくさん聞かれるわけあります。

そういう不満について、やはり何らかの説明をするなりお答えをしていかなきゃいけない。そんなことに我々の保険料が使われるくらいならやめたという話にもなりかねないわけでありますから、そこらについて、国民の皆さんにどういうお話をすればいいのか、教えていただきたいと思います。

○森副大臣 今御指摘のとおり、我が国の年金制度は賦課方式がとられておりますけれども、これは、そもそも制度発足時は積立方式の考え方で運用されていたものでござりますけれども、その後の経済社会の変動に対応して、徐々に賦課方式の要素を強めて今日に至っております。これは、我が国のみならず、主要各國の公的年金制度に共通したことなどでございます。

あらかじめ予測のできない社会経済の変化に対応して老後の生活の基本的な部分を保障し続けることは、世代を超えて支え合う、いわゆる世代間扶養の仕組みによつて初めてできることであると

いうふうに考えます。したがつて、この方式でもつて、将来にわたつてこの制度を守り育てる

ことは、世代を超えて支え合う、いわゆる世代間扶養の仕組みによつて初めてできることであると

いうふうに考えます。したがつて、この方式でもつて、将来にわたつてこの制度を守り育てる

ことは、世代を超えて支え合う、いわゆる世代間扶養の仕組みによつて初めてできることであると

いうふうに考えます。したがつて、この方式でもつて、将来にわたつてこの制度を守り育てる

ことは、世代を超えて支え合う、いわゆる世代間扶養の仕組みによつて初めてできることであると

いうふうに考えます。したがつて、この方式でもつて、将来にわたつてこの制度を守り育てる

ことは、世代を超えて支え合う、いわゆる世代間扶養の仕組みによつて初めてできることであると

いうふうに考えます。したがつて、この方式でもつて、将来にわたつてこの制度を守り育てる

ことは、世代を超えて支え合う、いわゆる世代間扶養の仕組みによつて初めてできることであると

いうふうに考えます。したがつて、この方式でもつて、将来にわたつてこの制度を守り育てる

ことは、世代を超えて支え合う、いわゆる世代間扶養の仕組みによつて初めてできることであると

もう一つは、年金問題を今議論しておるわけ

が高まつていて、実質的な保険料負担能

力が高まつていて、実質的な保険料負担能

平成十六年四月七日

くて、企業におきます保険料逃れと申しますか、そうしたこととは起つておるというお話をございまして、現実問題として存在するんだろう

といふに私も思つております。これは、現在の経済状況とも非常に密接に結びついているといふには思いますけれども、やはり制度といふものに信頼を取り戻さなければ、皆さん方も、より優先的に保険料の納付といふことをしていただけないと思つております。したが

いまして、ここは単純明快な姿をお示しして、そして皆さん方の信頼をかち得たいといふにあらゆる努力をしなければならないといふに思いますが、また、これは二番目の問題にも連なるわけでござりますけれども、企業におきましても、年金は年金、医療は医療、介護は介護と、それぞれ別々の枠組みで、それぞれだんだんとふえていくのではやはり負担しきれないということございますので、これは全体として、一体どう、企業にお願いするべきものはどこをお願いするのか、そして、ただ企業にお願いするだけではなくて、国民全体で負担をしていただかなければならぬところはどこなのか、そうした整理をこれからしていかなければならぬといふに思つて、この社会保障全体につきましては、今朝も安幹事長にも申し上げたところでござりますが、現在予測いたしております二〇二五年ごろ、対国民所得比で約三〇%という数字を申し上げたわけでござります。中身につきまして、以前は、年金、医療、介護は五、三、二の割合といふに言つてきましたが、現状を見ましたとき、高齢者医療の伸びが非常に大きいということございまして、割合としては、四、四、二ぐらいいな割合になるのではないかと私は今のところ予測をしているわけでございます。

そうしたこと踏まえて、これから、それは保険料で、あるいはまた税で全体としてどれだけ国民の皆さん方にお願ひをしていかなければならぬ

いものなのか、国全体としての姿と、それから、代表的な労働者世帯にそれを当てはめたら一体どうなるのかといったようなことを明確にお示しをしなければならない時期に来ているのではないか

といふに思つておる次第でございます。最後に、大変大きい問題でございますが、確かに社会保障は規模を拡大してまいりました。そして、核家族化がだんだんと進んでまいりました。核家族化のいいところもあるんでしようけれども、マイナス面も起つてきていることも事実でございます。三世代で住んでいたころには起つておらず、ただ単に国全体ではなくて、それぞれの家庭だと地域におきましての問題でもあるわけでございまして、それらのことについても、もう一度目を向けるときが来ているのではないかといふ気がいたします。

先ほど、参議院で児童虐待防止の法案が通過しましたところでござりますけれども、そうした、密室と申しますか、核家族化され、だれも見ていないところでいろいろのことが起つてくるというような事態を考えましても、これはもう少し、やはりお互いに目の届く範囲内でどうお互に助け合っていくかというようなことを見直すべき時期に来ているという御指摘は、私もそのとおりではないかと思つておる次第でございます。

この社会保障全体につきましては、今朝も安幹事長にも申し上げたところでござりますが、現在予測いたしております二〇二五年ごろ、対国民所得比で約三〇%という数字を申し上げたわけでござります。中身につきまして、以前は、年金、医療、介護は五、三、二の割合といふに言つてきましたが、現状を見ましたとき、高齢者医療の伸びが非常に大きいということございまして、割合としては、四、四、二ぐらいいな割合になるのではないかと私は今のところ予測をしているわけでございます。

本日、私も、この厚生労働委員会では初質問でございます。よろしくお願ひいたします。

まずは、冒頭、私の方からも、民主党あるいは社民党の委員の方々が本委員会を欠席されていると、いうことで、大変残念に思うと遺憾の意を表した

会の場できちんと国政にかかる課題について議論をする、そしてそれを国民の方々に理解をいただいて、そして国家のあり方というものを決定していく、これが一番の責務だと思っておりますので、その責任を放棄する、これは国民に対する背信行為ではないかと深い憂慮を私を感じておると

ころであります。そういう意味で、こういった対応が政治に対する不信、そしてまた、さらには年金に対する不信といふものを助長してしまわなければなりません。いかと大変心配なところでございます。

年金に関しては、政治の方がきちんと将来も持続可能な制度設計を行つて、それを国民の方々に理解をしていただく、そして、協力をしてもらつてきちんと年金制度に参加してもらうということが私は一番大切な課題だと思っております。しかし、これは国民の側からすると、やはり年金制度自体が複雑でよくわからない、あるいは、本当にこれからもきちんと持続していく、そして将来が私たちに何が大切なのかというと、なぜ国民の方々は納付をしないのか、これを考へることが誤解が非常に多い部分を占めているのではないかと思つております。

その中には二つあります。きらいという方々、この未納問題をこれから解決していかなければいけない。では、未納問題を考えるときに何が大切なのかというと、なぜ国民の方々は納付をしないのか、これを考へることが大変大事だと思います。

そこで、この未納問題をこれから解

決していかなければいけない。では、未納問題を考えるときに何が大切なのかというと、なぜ国民の方々は納付をしないのか、これを考へることが大変大事だと思います。

そこで、この未納問題をこれから解

決していかなければいけない。では、未納問題を考えるときに何が大切なのかというと、なぜ国民の方々は納付をしないのか、これを考へることが大変大事だと思います。

ただ、この納付したくないというのにも実は私は二種類あると思っておりまして、一つは、年金に対する理解が余りない、年金への不理解といふことだと思います。もう一つは、年金への不信だと思います。

確かに、私たち若い世代から見ますと、少ない可処分所得の中では将来のために年金の保険料を納付するというのになかなか考えにくいといいますか、難しい感覚だとは思つておる。今、雇用の関係でも、いわゆるフリーランスがふえていて、これはやはり、自分の将来設計というものを自分なりになかなか考へることができない、ですから、将来の安定した雇用よりも今の自由な雇用形態を選択してしまうという方が多いということだと思います。ですから、こういった方々、典型的ですけ

れども、そういつた方々が本当に自分の将来設計を考えて老後のために年金の保険料を払っていくことができるのか、これは大変難しい問題だと思います。うんですね。ですから、これを、もう本当に非常的な危機感を持って取り組んでもらいたいというふうに思っております。

テレタでいきますと、実際に平成十四年の目  
民年金被保険者実態調査、これによりますと、未  
納者の方々の二割は、老後の生活設計については  
考えていない、考えなくてもいいんだというような  
な答えをしております。こんなことでいいのだろ  
うかという大変な危機感であります。先般、例の江  
角マキコさんの問題もありました。これはやは  
り、本人が余り制度のことを御理解していないと  
いうことが根幹の問題だと思つております。  
しかし、他方で、年金を納付しなければ、当然

このことながら将来給付を受けることができない、これで本当に困ることはないのかということがあると思います。ですから、そういったことに対処すべく、政府の方としてはきちんと年金に対する理解を深めるためにPRを、広報活動をよくやつていただきたい。

そういう意味で、年金支払いというのは法律上の義務でありますから、一人一人がそのことをどのように認識するのか、それを促進するための広報手法について、大臣の考える方法についてお答えをいただきたいと思います。

○坂口國務大臣 未練問題 確かに大きい問題であります。私は十分に認識をしているつもりでございます。

今お話をございましたように、全体で約八百九十九万人、その中で、払えない人が、学生さんも含めてでございますけれども、約五百万、そして払わない人が三百九十万、こういう割り振りだるうというふうに思つております。したがいまして、私たちとしては、やはりこの三百九十九万人の人たちに対してどうするかということを考えていかなければならぬ。これはやはり、この人たちでは必ずしも経済的に困つておみえになる方ではなくなります。

い、そういう人たちもたくさんおみえになるわけ  
でございますから、年金に対するPR不足もありますし、不信感もあるんだろうと率直に私も認め  
なければいけないというふうに思っております。

のを広範囲にやっていかなければいけないと思います。そういう意味では、きちんと民主党さんあるいは社民党さんもこの場に出てきて、議論を活性化しなければいけないというふうに私も思います。

を感じている皆さんがお見えになることは事実でございます。したがつて、我々もいろいろの方でこれをP.R.していかなければなりませんけれども、ただ単に、年金に入りましよう、入らなければ将来こうなりますと言っただけでは、私は、なかなか皆さん方を説得することは難しいという気もするわけであります。

したがつて、もう少し突っ込んで、それでは、もし年金をなくしたら我々の周辺は一体どうなるかということを皆さんに真剣に考えていただくと、いうことをスタートにした方がいいというふうに私は思つております。自分の周辺で、もし自分の親に年金がないということになつたら一体自分はどうしなければならないのか、また、自分が将来年金がないということになつたら何をしなければならないのか、そのことをそれによくお考えいただければ、この年金制度というものが大変ありがたい制度だということは理解をしていただけるようになるのではないかというふうに思つております。

こうして議論を全国津々浦々でいろいろのところへもっていって、そして、かんかんがくが

うござりでしていいか大いに存じて、がんがんがんがんの議論をしていただきながら、そこで理解をし

ていただくようにしていかなければいけないんだ

ろうというふうに思つております。そうしたこと

をこれからどう積み重ねていくか たた一年

になつていなゐ皆さん方に強制加入をするといふ

だけではなくて、年金はやはり大事なんだとい

う、その根つこのところを理解していただくよう

にしているかなければならないというふうに考えてお  
る次第でございます。

のを広範囲にやつていかなければいけないと思ひます。そういつた意味では、きちんと民主党さんあるいは社民党さんもこの場に出てきて、議論を活性化しなければいけないというふうに私も思ひます。

そういう意味で、年金の知識に関しては誤解も大変多いという大臣の御答弁もいただきましたけれども、その中で典型的なのは、実は年金の未納者の方々、これは、きちんと納付している方々と比べて、所得分布についてはほとんど大差がない。数%しか、大差がない。ですから、むしろ、経済的に困惑しているというのではなくて、納めたくないから納めないという方だと思うんですけれども、その中で、未納者の中でもその約二割は民間の個人年金には入っているということで、これはゆき問題かなというふうに思つております。

通常考えれば、三分の一、今度は二分の一になります國庫負担が國民年金にはあるわけです。あるいは、厚生年金であれば使用者負担もある。そういった中で、単に積み立てのみの民間の個人年金よりもよっぽど公的年金の方が有利である、将来もきちんと給付が受けられるということであるのに、これが理解されていないのかなというふうに思ひます。

この点について、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○坂口國務大臣 私の友人にも実は入っていないのがおりまして、それで、どうして入っていないのか、こういうふうに言いましたら、これは、生命保険の方が来て、いや、もう国の年金なんか入っていたって将来はもらえないんだよ、入つても入らなくともいいのよ、もうそんなのやめて、私たちへ入つてもらつたらいのよ、こういう話だつたというわけあります。

私は、生命保険の勧説の方々は全部が全部そんなことを言つてみえるというふうには思つておりませんし、それはきちんとやつていただいているんだろうと思ひますけれども、中にはそうおつ

のを広範囲にやつていかなければいけないと思ひます。そういつた意味では、きちんと民主党さんあるいは社民党さんもこの場に出てきて、議論を活性化しなければいけないというふうに私も思ひます。

そういう意味で、年金の知識に関しては誤解も大変多いという大臣の御答弁もいただきましたけれども、その中で典型的なのは、実は年金の未納者の方々、これは、きちんと納付している方々と比べて、所得分布についてはほとんど大差がない。数%しか、大差がない。ですから、むしろ、経済的に困惑しているとのではなくて、納めたくないから納めないと方だと思うんですけれども、その中で、未納の中でもその約二割は民間の個人年金には入っているということで、これはゆゆしき問題かなというふうに思つております。

通常考えれば、三分の一、今度は二分の一になります国庫負担が国民年金にはあるわけです。あるいは、厚生年金であれば使用者負担もある。そういった中で、単に積み立てのみの民間の個人年金よりもよっぽど公的年金の方が有利である、将来もきちんと給付が受けられるということであるのに、これが理解されていないのかなというふうに思ひます。

この点についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○坂口国務大臣 私の友人にも実は入っていない

のがおりまして、それで、どうして入つていない

の、こういうふうに言いましたら、これは、生命

保険の方が来ていやもう国の年金なんか入ってないつて将来はもらえないんだよ、入つても入

らなくてもいいのよ、もうそんなのやめて、私の

こちらへ入つてもらつたらいいのよ、こういう話

だつたというわけであります。

私は、生命保険の範囲の方々に全部が全部をそんなことを言つてみえるというふうには思つておりますが、それはきちんとやつていただいているんだろうと思いますけれども、中にはそうお

しゃる方もあるつたりして、そうしますと、その人はすぐそれを信じてしまつて、ああ、そうか、おれの払つている年金は将来はもらえるからえな  
いのかわからないのか、やめてもいいのか、そ  
人はそういうふうにすぐ思い込んでしまつたと  
やはり払わなきゃいけないんですかと私に問い合わせ  
すつたのでありますと、そうしたことがあらうから

延してしまってことになつてしまふ。やはり、國の方はちゃんとしなきやならぬのだといふうに言うんですけれども、手数が少ないのでありますから、どうしてもそれが隅々になかなか行き渡らない。ポスターをつくつたじやないですか、あるいはパンフレットをつくつたじやないですかと言つておけでけれども、それは見る気持ちもうつて打つて見つけておけでありますと、だんだん、入らなくともいいんだというような話が蔓延してしまつてことになつてしまふ。

からでて初めて見てくるわけありますし、た  
くさんパンフレットをつ  
くつて、年代別のパンフレットまでつくつて、お  
金をかけてやつておりますが、なかなか隅々に  
それが行き渡らない。そのことよりも、そういう  
言葉が一言言わるとその方を信じてしまうとい  
う、そうしたことがかなりあることだけは事実だ  
と思っております。

ここをどう打開するかということになるんだと  
いうふうに思いますが、年金についていろいろお  
話ををしていただく方をボランティアで今つくつて  
あります。そしゃらの由成、伊藤哲哉を、こうして

ようになつております。本当のボランティアでござりますから、皆さん方に大変御迷惑をかけると  
いうふうに思うんですが、そうした方を何人もつ  
くつて、そして、それぞれの井戸端会議であろう  
と、あるいはまたそれぞれの老人会であろうと、  
若い皆様の方の集まりだろうと、そうしたところ  
で、本当のことをそこで語っていただけの方をた  
くさんつくっていくことが一番大事ではな  
いか。

も、あの人々に言わされたから私は入れるという人がいるわけですから、その言つてくださる人というのが私は大事だというふうに思つておりますから、そういうふうな計算をしながら、どういうふうな制度をつくつていけば大丈夫かということを立案して、そうした意味で、ぜひ、そうした多くの知識を持った皆さん方にボランティアになつていただけ、本当のことを語つていただけるようになるのが一番私は効果的ではないかというふうに思つておる次第でございます。

○井上(信)委員 ありがとうございました。年金に対する広報も積極的にやつていただけたことで、これをますます努めていただくようお願いをいたしたいと思います。

そしてまた、年金を仮に皆様方に本当に深く十分に理解していただいたとしても、しかし、今度は、では年金に対する不信感というものをきちんと払拭できるか、これが次の点であります。そういう意味では、今回、持続可能な、二・一〇〇年にもきちんと存続していく制度ということで政府・与党案が出てまいりましたけれども、しかし他方では、本当に大丈夫なのか、また五年後には年金に対する不信感というものをきちんと払拭できるか、これが次の点であります。そういう意味では、今回、持続可能な、二・一〇〇年にもきちんと存続していく制度ということで政府・与党案が出てまいりましたけれども、しかし他方では、本当に大丈夫なのか、また五年後には年金に対する不信感というものをきちんと払拭できるか、これが次の点であります。

○坂口国務大臣 いろいろなことを申し上げたところではありますけれども、本当に見直しをして今決めたことも全部変わってしまったのではないか、そうすると本当に自分が老後になつたときにはもらえないんじゃないかということがちまたでは言われておりますけれども、本当にこの改革案できちんと年金不信を払拭できるんだということを、強い決意をぜひ表明していただきたいと思います。

今まで不信を買いました中の一つに、これは全部ではありませんけれども、その中の一つに、五年ごとの見直しをしてきて、五年ごとに違う結果が出て、いつもいつも変わつていくということに対する不信というのも確かに大きかつたことは事実でございます。それを今度は、そうした五年ごとに変えていくということではなくて、もうずっと

と、二十五年、五十年、百年というふうに先を見度をつくつていけば大丈夫かということを立案して、そこまで計算をしながら、どういうふうな制度をつくつていけるところでございます。

○井上(信)委員 ありがとうございました。ごとに見直していくということとは、この今回の案はかなり前進をしているというふうに私は思つております。

もちろん、いろいろの前提条件を置いての話でございますから、そのことが実現をしていかなければならぬことでござりますけれども、その前提条件として大きいのは、やはり経済の動向と、もう一つは少子化問題、この二つだらうというふうに思つております。

経済の方につきましては、実質賃金上昇率が少なくとも一・一ぐらいは年々歳々実現をしていくような経済状況というものをつくつていかないといけないということでございまして、これは、内閣府等が出しておりますよな今後の資料等も十分に拝見させていただいて、そうした中で定めたものでござりますし、決して無理な内容ではないというふうに思つております。

もう一つの方のいわゆる出生率、合計特殊出生率の方は、二〇〇五年に一・三九という数字を挙げているわけであります、むしろ皆さん方の中には、その方が難しいのではないか、こう御指摘をいただく向きもあるわけでございます。しかし、先日も本会議で私申し上げましたとおり、この一・三九が難しいようなことでは、年金が崩壊するのではないか、それは考えております。一・一というようないいことになりますと、今世紀末四千六百万人ぐらいの日本の人口になると、その社会が崩壊しかねないと私は考えております。

したがいまして、今回掲げました年金制度の前提条件、経済問題と少子化、この大きな柱の二つについては、國の方が責任を持つてこの政策を実現していくという、國民の皆さん方に対するお約束の印だと私は思つております。いかなる政府が

生まれましよう、これだけは守つておきますとすることをお約束申し上げたことだというふうに理解をいるところでございます。

○井上(信)委員 ありがとうございました。

次に、未納者に対する具体的、直接的な施策を伺いたいと思います。

政府の中で、国民年金特別対策本部を設置して、そして、今後五年で納付率八〇%という目標を打ち立てられておりますけれども、これは、六二・八から大変な向上です。本当にこれだけの目標を達成することができますのか、そして、そのためにはどういった施策を考えておられるのかについて、御説明をいただきたいと思います。

○薄井政府参考人 国民年金の未納者対策ということでございますけれども、先ほど来ておりま

すように、まずは若いころからの年金教育なり、と自主的に保険料を納めていただく、こういう

状況づくりというのが必要になつてまいろうかと

思つております。それから、保険料を納めやすい環境づくりという観点から申し上げますと、今年度からコンビニエンスストアでの保険料納付も開始する、こういったことも取り組んでいるところ

でございます。

残念ながら未納になつておられる方につきまし

ては、これは地道な努力ということになるわけでもござりますけれども、今、年六回催告というも

のを出させていただいておりますし、あるいは電話による納付督促、あるいは戸別訪問によります

納付督促ということをやらせていただいておりま

す。さらに、十五年度からは、十分な所得がありながら保険料を納付しない、他へも悪影響を与えかねないような方につきましては、強制徴収を実

施するということで取り組ませていただいているところでございます。

さらに、今回の制度改正の中でも、例えばフ

リーテー対策といいましょうか、二十代の方につきましての新しい納付猶予制度をつくるであるとか、あるいは保険料の免除につきまして多段階で

の免除制度を設けるであるとか、あるいは年金制度の理解を深めるためのポイント制の導入、こういったことを盛り込んでいるところでございます。

○井上(信)委員 ありがとうございました。

そこで、未納者に対する具体的、直接的な施策を伺いたいと思います。

○井上(信)委員 これは、ぜひともこの未納対策というものを、今おつしやった制度の促進を図つていただきたいと思います。これは、目標を八〇%とすることでやつておられますけれども、本来一〇〇%であるべきでありますから、さらに高い目標に向かつて頑張っていただきたい。

そういう意味では、今御紹介もありましたけれども、強制徴収の件でございます。

これは、昨年より、九千件の悪質な場合を取り上げて、そのうち五百件程度ですか、強制徴収を行つたということでありますけれども、この現状のもう少し詳細な御説明と、これからその強制徴収をどのようにやつていくのか。私は、まだまだこの程度ではまだ、きちんとこれは範を示す、そうでないと、やはりまじめに払つておられる納付者の方々が不公平感を抱いてしまう、これは大変な問題ですから、ここをきちんとやつていただきたいと思っております。御見解をお聞かせください。

○薄井政府参考人 先ほどもお答え申し上げましたように、十分な所得がありながら重なる納付督促によりましても理解が得られない方、こういった方を対象に強制徴収ということで取り組むことにいたしましたところでございますが、昨年の十一月時点で、今お話をございましたように、全国で一万人程度の方を対象に最終催告状というものを出させていただきました。

ここからが一連の流れの始まりということでござりますけれども、その後、さまざま形でアプローチをいたしまして納付督促を行いまして、納付のお約束があつた方は抜くわけでございますけれども、その上で保険料納付しようとされない、そういう方を対象に督促状を送らせていただき、それが今お話をございました約五百件、こうい



ので、本題に入りたいと思います。

さて、年金につきまして、過去、五年ごとの見直しをしてきたわけでございますが、今日ほどこの議論が沸騰し、そしてまた国民の耳目が集中しているときはないと思つております。そして、だからこそ、私どもは国民にかわって議するむらい、代議士という言葉が使われますが、選挙があつてもなくとも、参議院がどうであつてもと言ふと言ひ過ぎであります。選挙自當で是とし

たり非としたりする論議ではなくて、やはり骨太に、国民のための年金制度の維持、安定化というものを求めていくことが、まず冒頭、大事だ、こ

う思つてゐるところであります。

私は、ちょうど、一九六二年生まれでございまして、四十二歳になりますけれども、国民年金がスタートしたのが一九六一年。当時の平均寿命を見

男性が六十六歳、女性が七十歳でございました。しかし、今日それが、男性が八十二歳、そして女性が八十七歳とそれ十六歳、十七歳と平均寿命が世界一の速さで伸びてきたわ

けでございますが、御案内のとおり、年金給付の規模も今や四十二兆円という、國の一般歳出の規

模にも匹敵する状況にも至つてゐるわけであります。これが、現在の見通しでいきますと、あと二十年たつますと、約倍の八十四兆円にも膨れ上が

る、いわばことしの国家予算並みの規模となるわ

けでございまして、今後、年金だけではございません、医療についても介護保険にいたしましても、社会保険全体の中でこの年金問題をしつかりと明

らかにしていくことが大切だろうと思つております。

もつとも、これは世界一の長寿化、そしてまた世界一速いスピードで少子化が進んでいます、長寿化が進んでいるということでありますけれども、年金給付がスタートしたときのように、規模がある程度小さくて、しかも右肩上がりの高度成長の時代であればいざ知らず、今日の国家予算規模といふのは、いわば国民経済を直撃するかのごとくの大きなボリュームに至つてゐる中で、だからこそ

の年金制度あるいはその運営のあり方については極めて健全なものが求められていると言わざるを得ないわけであります。

そして、同時に、はつきり言つて、この年金制度に対しても不信感がきわまつてゐることも現実の状況であります。過分にマスコミ報道等の、あるいはいろいろな方の御意見が先行してしまつて、この年金の本来の姿というものがなかなか国民にお知らせをされていない、こういつた経過もあり非としたりする論議ではなくて、やはり骨太に、国民のための年金制度の維持、安定化というものを求めていくことが、まず冒頭、大事だ、こ

う思つてゐるところであります。

私は、ちょうど、一九六二年生まれでございまして、四十二歳になりますけれども、国民年金が

スタートしたのが一九六一年。当時の平均寿命を見

男性が六十六歳、女性が七十歳でございました。しかし、今日それが、男性が八十二歳、そして女性が八十七歳とそれ十六歳、十七歳と平均寿命が世界一の速さで伸びてきたわ

けでございますが、御案内のとおり、年金給付の規模も今や四十二兆円という、國の一般歳出の規

模にも匹敵する状況にも至つてゐるわけであります。これが、現在の見通しでいきますと、あと二十

年たつますと、約倍の八十四兆円にも膨れ上が

る、いわばことしの国家予算並みの規模となるわ

けでございまして、今後、年金だけではございません、医療についても介護保険にいたしましても、社会保険全体の中でこの年金問題をしつかりと明

らかにしていくことが大切だろうと思つております。

もつとも、これは世界一の長寿化、そしてまた世界一速いスピードで少子化が進んでいます、長寿化が進んでいるということでありますけれども、年金給付がスタートしたときのように、規模がある程度小さくて、しかも右肩上がりの高度成長の時代であればいざ知らず、今日の国家予算規模といふのは、いわば国民経済を直撃するかのごとくの大きなボリュームに至つてゐる中で、だからこそ

来におきましては、また若干手直しをするといふこともあります。

こともあるんだろうというふうに思つておりますが、当面考えられる案として、今日まで、現在の案というのは、もう数次にわたつていろいろな角度に対しても不信感がきわまつてゐることも現実の状況であります。過分にマスコミ報道等の、あるいはいろいろな方の御意見が先行してしまつて、この年金の本来の姿というものがなかなか国民にお知らせをされていない、こういつた経過もあり非としたりする論議ではなくて、やはり骨太に、国民のための年金制度の維持、安定化というものを求めていくことが、まず冒頭、大事だ、こ

う思つてゐるところであります。

私は、ちょうど、一九六二年生まれでございまして、四十二歳になりますけれども、国民年金が

スタートしたのが一九六一年。当時の平均寿命を見

男性が六十六歳、女性が七十歳でございました。しかし、今日それが、男性が八十二歳、そして女性が八十七歳とそれ十六歳、十七歳と平均寿命が世界一の速さで伸びてきたわ

けでございますが、御案内のとおり、年金給付の規模も今や四十二兆円という、國の一般歳出の規

模にも匹敵する状況にも至つてゐるわけであります。これが、現在の見通しでいきますと、あと二十

年たつますと、約倍の八十四兆円にも膨れ上が

る、いわばことしの国家予算並みの規模となるわ

けでございまして、今後、年金だけではございません、医療についても介護保険にいたしましても、社会保険全体の中でこの年金問題をしつかりと明

らかにしていくことが大切だろうと思つております。

もつとも、これは世界一の長寿化、そしてまた世界一速いスピードで少子化が進んでいます、長寿化が進んでいるということでありますけれども、年金給付がスタートしたときのように、規模がある程度小さくて、しかも右肩上がりの高度成長の時代であればいざ知らず、今日の国家予算規模といふのは、いわば国民経済を直撃するかのごとくの大きなボリュームに至つてゐる中で、だからこそ

うことがさきの予算委員会でも明らかになつたことは御案内のとおりでございまして、一般、我々国民の意識とすれば、年金保険料は年金の給付に当然使われてしかるべきである。こういつた自然の思つがあるわけでございまして、ところが、この五・六兆円というお金が、グリーンピアや被保険者の住宅融資、あるいは年金福祉施設の整備等に使われていたことも明確になつております。

論をしていただいて、たどり着いたのが現在の案でございます。これは、そうした多くの皆さん方がいろいろな方の御意見が先行してしまつて、この年金の本来の姿というものがなかなか国に成り立つております。現在の案というものは、よく考えてみれば、非常に説得力のある案だと思います。

うふうに私は理解をいたしております。

私も、実は私との経験でございますが、父親が十年前に人の会社の保証人になりました、自宅も会社も全部失つてしまつたという経験がございました。しかし、ある日突然年金の給付のはがきが届いたとき、本当に両親は涙して喜んでおりました。

公的年金の、遺族年金やあるいは障害年金を含め、こうした年金制度の、国民生活を網羅している、そういう部分についてももつともと理解をしていただくPRが欠けているんではないか、こ

う思つておるところでございますが、改めて、この改革法案を出されました坂口厚生労働大臣に覺悟のほどをお伺いしたいと存じます。

○坂口国務大臣 切々との年金問題の重要性につきまして今お話をいただきまして、ごもつと

も、本当におっしゃるとおりだというふうに思ひながら私も聞かせていただいたところでござります。

○菅原委員 切々との年金問題の重要性につきまして今お話をいただきまして、ごもつと

り戻すためにあらゆる努力をする、こうした御答弁がございました。年金の不信というものが大きまる中で、この年金不信を払拭するためには、やはり給付以外の保険料投入という問題も一つござります。

年金制度につきましては、どんな姿形にしますても、プラス面、マイナス面があることは、これ

は否定できない事実でございまして、いろいろ意見を言おうと思ひますと、いろいろの意見があることを事実でござります。現在の制度、これが一〇〇%、これ以外にいかといえど、それは、将

来におきましては、また若干手直しをするといふこともあります。

御案内のとおり、平成十四年度末の累計でいいますと、年金の保険料、約三百七十兆円という數値が示されております。このうちで、実は五・六

兆円の大変なお金が年金給付以外に使われたとい

うことがさきの予算委員会でも明らかになつたことは御案内のとおりでございまして、一般、我々国民の意識とすれば、年金保険料は年金の給付に当然使われてしかるべきである。こういつた自然の思つがあるわけでございまして、ところが、この五・六兆円というお金が、グリーンピアや被保険者の住宅融資、あるいは年金福祉施設の整備等に使われていたことも明確になつております。

論をしていただいて、たどり着いたのが現在の案でございます。これは、そうした多くの皆さん方がいろいろな方の御意見が先行してしまつて、この年金の本来の姿というものがなかなか国に成り立つております。現在の案というものは、よく考えてみれば、非常に説得力のある案だと思います。

うふうに私は理解をいたしております。

私も、実は私との経験でございますが、父親が十年前に人の会社の保証人になりました、自宅も会社も全部失つてしまつたという経験がございました。しかし、ある日突然年金の給付のはがきが届いたとき、本当に両親は涙して喜んでおりました。

公的年金の、遺族年金やあるいは障害年金を含め、こうした年金制度の、国民生活を網羅している、そういう部分についてももつともと理解をしていただくPRが欠けているんではないか、こ

う思つておるところでございますが、改めて、この改革法案を出されました坂口厚生労働大臣に覺悟のほどをお伺いしたいと存じます。

○坂口国務大臣 切々との年金問題の重要性につきまして今お話をいただきまして、ごもつと

も、本当におっしゃるとおりだというふうに思ひながら私も聞かせていただいたところでござります。

○菅原委員 切々との年金問題の重要性につきまして今お話をいただきまして、ごもつと

り戻すためにあらゆる努力をする、こうした御答弁がございました。年金の不信というものが大きまる中で、この年金不信を払拭するためには、やはり給付以外の保険料投入という問題も一つござります。

年金制度につきましては、どんな姿形にしますても、プラス面、マイナス面があることは、これ

は否定できない事実でございまして、いろいろの意見を言おうと思ひますと、いろいろの意見があることを事実でござります。現在の制度、これが一〇〇%、これ以外にいかといえど、それは、将

保険者の福祉の向上を図ることを目的として年金保険料が使われてきた、事業に投じられてきたというその経緯については、それぞれ把握、理解をしておりまして、特に厚生年金病院のように、過疎地域においてどうしても欠かせない医療機関であつたり、あるいはそれこそ夜間医療という大変重要な役割を果たしている側面も当然あるか、こんなふうに認識をいたしているところでござります。

しかしながら、事業を開始した当時、多分昭和五十年前後だったと思うんですけれども、やはり今日に至つて年金財政が極めて窮屈化して、そしてまた国民のニーズそのものもやはり変化をしてきた。こうした状況の中で、当然、平成十七年度までに例えればグリーンピアは廃止をするという閣議決定も既にしているわけでございまして、中でも、今申し上げたこのグリーンピアを例にとりまして、七カ所所ばかり、いわば運営停止をしているといふふうにお聞きもいたします。

あわせて、そもそも、なぜこのグリーンピアなるものをつくったのかという当時の状況といふものについて、お示しをいただけれどと思います。

○吉武政府参考人 昭和三十六年に国民年金がスタートをいたしまして、皆年金体制が整つたわけですが、まだ年金の給付が本格化をしておりませんでしたので、積立金が年々蓄積されるという状態でございます。その当時、旧大蔵省の資金運用部へ特別会計の積立金は全額預託するということがございまして、そういう意味で、広い意味で、年金の積立金の、資金運用部における財政投融資の原資になるわけでございますが、その用途について、基本的な議論がされておりました。

その中で、いわゆる還元融資枠というものを設定いたしまして、特に年金の積立金につきましては、例えば福祉でありますとか、あるいは民生でありますとか、あるいは医療でありますとか、そ

ういう国民生活に関連の深い分野に投入すべきではないか、例えば産業の発展でありますとかそういう分野とは違つて、そこに投入すべきだという方あるいは年金の受給者に対するそういう施策についても、あわせて行うべきだという議論が片方でございました。

そういう意味で、被保険者の立場から、年金積立金の運用につきましては、年金資金を長期間拠出していただきまして、被保険者あるいは受給者に対し、福祉還元すべきであるという審議会の意見でございますとか国会の附帯決議を昭和三十年代から四十年代にかけて受けたるわけでございます。

これにプラスいたしまして、当時、余暇施設がまだ十分でなかつたという中で、被保険者あるいは受給者の方にできるだけ低廉な料金で利用できること、十七年度までに廃止をしていく、そして既に七カ所ばかり、いわば運営停止をしているといふふうにお聞きもいたします。

あわせて、そもそも、なぜこのグリーンピアなるものをつくったのかという当時の状況といふものについて、お示しをいただけれどと思います。

○吉武政府参考人 平成十四年度末現在でございまして、年金資金運用基金、當時の年金黒字のところが六基地でござります。それから赤字のところが七基地でござります。それで、平成十四年度までの運営の累積収支でございますが、年金保険法、国民年金法、年金福祉事業団法等の改正が行われまして、いわゆる福祉施設事業として位置づけられた上で開始されたという事情があろうというふうに考えております。

○菅原委員 被保険者のための福祉の向上等々、当時の今日的状況があつたという御説明であります、ずばり、グリーンピアの利用者数、四千二百万四千二百万という音が喧伝をされておるわけですが、これが、まさにこの教訓を生かしていくといふことが極めて大事だと思っています。一方で、厚生年金会館あるいはサンピア等々、現在二百六十カ所あります年金福祉施設につきまして、やはり民間の基準に照らしますと、そのうちの九七%が赤字であるという極めて厳しい状況が呈されております。

○菅原委員 今その前段として申し上げましたように、やはり今後にこの教訓を生かしていくといふことが極めて大事だと思っています。一方で、厚生年金会館あるいはサンピア等々、現在二百六十カ所あります年金福祉施設につきまして、やはり民間の基準に照らしますと、そのうちの九七%が赤字であるという極めて厳しい状況が呈されております。

これまで投じられた年金保険料、先ほどのお話を、御説明ありましたように、一・四兆円という大きな保険料が投入をされているわけでござります。

これまで投じられた年金保険料、先ほどのお話を、御説明ありましたように、一・四兆円という大きな保険料が投入をされているわけでござりますけれども、これにつきましても、実は我が厚生労働省の職員に対しましては、そうした潮目の変化というのに敏感に対応しなければならないということを申しておられます。そこで、この点につきましては、厚生労働省の職員に対しましては、そうした潮目の変化というのに敏感に対応しなければならないということを申しておられます。これからもう少しいうと、それがどういうふうに思いますので、厚生労働省の職員に対しましては、そうした潮目の変化というのに敏感に対応しなければならないということを申しておられます。

○菅原委員 病院にいたしましたが、それぞれの

施設あるいはスポーツセンターにいたしましても、やはり財政面あるいは運営面あるいは利用面、もうろ含めて検証をしっかりといただいて、しかるべき明確な、具体的な道筋というものを、役所を挙げてリーダーシップを発揮していただきたい、こう要望しております。

それから、やはりこの年金の不信感の払拭という意味におきましては、先般の予算委員会でも再三議論がございましたが、年金の積立金の運用について触れておかななければいけないと思っております。

将来の年金の給付が足りなくなる、あるいはそのための担保、補てんという当初の目的があつたというわけでございますけれども、ところが、御案内のとおり、昨年度、平成十四年度末には六兆円の累積損失が出されているわけでございまして、翌平成十五年度第三・四半期においては三・五兆円の黒字を出した。言つてみれば、それは、黒字を出すことがあるんだから赤字のときもあるてしかるべきだというような論調があるとすれば、これは戒めなければならないと思います。

六兆円という、一丁、二丁、三丁、豆腐じゃないので、六兆円という数字を例えれば一万円札で換算しますと、大体一億円で一メーターと言われていますが、言つてみれば六十キロぐらいの距離に及ぶ大変な一万円札の長さになるわけでありまして、六十キロということは、フルマラソンを走つてまたハーフマラソンを走るくらいの距離の金額、これをいわば国債あるいは国内の株式投資等々、それぞれそのときの経済状況あるいはあらゆる金融状況の変化等々、背景はあるわけでござりますけれども、やはり国民の貴重な年金の保険料でありますから、この辺をもしっかりと安定的なものにしていかなければ、やはりこの年金不信の一因になつてしまふのではないか、こう指摘をしておきたいと思つております。

そして、そのためにやはりこれまで専門家によるいろいろな手立てが構築をされてきたと思うんですが、より一層確実、そしてまた効率的に運

用がされる専門家集団の創設について、そしてまた、やはり年金の積立金という、いわば国民の年金のとらの子を運用する目的あるいは方法、あるいは年金財政との相関というものについて、しっかりと国民の皆様に情報提示、情報公開というものをしていく必要があるのではないか。独立行政法人に生まれ変わる中で、この辺についてしっかりと姿勢を冒頭お示していただきたいと思います。

○坂口國務大臣 年金の積立金の運用につきましてのお話がございました。

結論から先に申し上げておきますと、独立行政法人を設立いたしまして、そこで今後運用をしていきたいというふうに思つております。

現在のところはまだ財務省、すなわち財投の方にお預けしてあります額の方がうんと大きいわけでございますが、将来これが全額返つてしまいまして、百四十数兆もや少しましたこれが大きくなる可能性はあるわけですが、そうしましたときに、その運用、これを透明性を高めて、そしていかに効率よく運用をするかということが問われるわけでございまして、ここは専門家の皆さん方にお集まりをいただいて、そしてこれは専門家の中のどなたかをこの独立行政法人の理事長としてお迎えをしてやつていくことが望ましいといふふうに思つております。現在のように、全体の計画そのものもその中で今度はお立てをいただくということにしたいというふうに思つております。

御指摘のように、両面をしっかりとできるような体制を確立するように努めたいと考えているところでございます。

○菅原委員 さらなる御努力をお願いしたいと思います。

最後に、やはり国民の皆様の、この年金について今議論真っただ中でござりますけれども、どう

しても、年金制度の安定化あるいは維持ということが、ややもすれば痛みを伴う論議でござります。そういう中で、やはり私どもみずからも、

議員年金、この問題については国民の皆様から大

変多くのお声がござります。やはり、国民負担割合が七割に達している点等々、大変国民の皆様の不

満というのも出でてきているわけでありますけれども、やはり私は、はつきり、ばりこの議員年金は廃止すべきだと個人的には思つております。

きょうの朝刊にも小泉総理がそうしたお話をさ

決して年金の元を減らしたわけではございません。お借りをしてきた向こうに五・一%利息をつけて返したものですから、そこに、こちらの方の、借りて運用した方には一・七兆円の赤字が残つた、こういうことでございます。しかし、十三、十四年につきましては、これはこちらの方で運用をして赤字が出たものでございます。そして、四・三兆円あるわけでございます。

幸いにいたしまして、平成十五年から株価の上昇が起つこりまして、現在のところこの十三年、十四年においてマイナスになりました分は取り返しておきました。さらにプラスの方向で現在進行中でござりますけれども、しかし、いかに一年間に四兆円、五兆円という金がプラスになつたとしても、これはまたそういう逆の場合も今度はあり得るわけでござりますので、今後のあり方と一緒にありますからこの運用額はまだ少ないわけでございますが、将来これが全額返つてしまいまして、百四十数兆もや少しましたこれが大きくなる

可能性はあるわけですが、そうしましたときには、議員年金につきましては厚生労働省の所管でないことは御指摘のとおりでございまして、現在、国会内において議長さんのもとにいろいろと御議論をいただいているというふうに思つております。

大臣については御答弁はきょうは結構でござい

ますが、個人としての御意見があれば承りたいと

思います。政治家個人としての。

○坂口國務大臣 今お話をいたしましたよう

に、議員年金につきましては厚生労働省の所管で

ないことは御指摘のとおりでございまして、現

在、国会内において議長さんのもとにいろいろと

御議論をいただいているというふうに思つております。

私は、議員といえども、やはり年金制度とい

うものは、あつた方がいいと私個人は考えておりま

す。しかし、現在の制度でいいかということにな

れば、それはやはり改革をして、国民の皆さん方

に御理解をいただけるような形、そうしたものに

やはり改正をしなきやいけないというものが私の個

人的な意見でございます。

私は、議員といえども、やはり年金制度とい

うものは、あつた方がいいと私個人は考えておりま

す。しかし、現在の制度でいいかということにな

れば、それはやはり改革をして、国民の皆さん方

に御理解をいただけるような形、そうの

うです。



陥としてお支払いします。こういうことによつてバランスをとつてゐるわけであつて、一銭一厘所得を捕捉する、そういうことができない以上、そういう形をとつてゐるんだろうと思う。

また、そういうことで、国民の間でも、こういふ今たくさん挙げました、お肉屋さん、魚屋さん、八百屋さん、そういう人たちは、一々幾らもうかつかつかといふことを詳細に報告したりいろいろするよりは、この一万三千三百円だけ納めておけば、高齢に達して、一つの、低いけれども夫婦で十三万二千円ほど受け取ることができる、その制度でいいんだ、そういう国民の間の合意が成立して、今日に至つてはいるんじやないでしょうか。

それを民主党の場合は、そういうことは一切なしにして、魚屋さんも肉屋さんもペーマ屋さんも全部、大工さんも農林漁業の人たちも、所得を全部捕捉しますという。一円単位で捕捉しないところは不公平ですよ。全部捕捉した上、それに対し一三・五八%の保険料を納めていただきますと、いうことになるんじゃないでしょうか。その点、確認してください。私の理解でいいですか。

○吉武政府参考人 国民年金を昭和三十六年に制定いたしました際に、今先生お尋ねの御議論がございまして、それ以来ずっと所得比例保険料については議論が積み重ねられておるわけですが、なかなか実現が難しい。その原因は、先生おっしゃるとおりだろうと思います。

それで、最近の、例えば御夫婦の年金受給世帯の典型的な平均値を申し上げますと、ずっと自営業であった方につきましては、年金が大体五百五十万でございます。これに対しまして、いろいろ事業を、なだらかに引退をしておられますので、事業収入等が約二百四十万ございまして、トータルで三百九十万でございます。これに対しまして、サラリーマンの御夫婦の場合には、年金が約三百萬でございまして、そのほかの収入は百十万でございまして、両方足し合わせますと、サラリーマンが四百十万、自営業の方は三百九十万という形でございます。

そういう老後の收入の構造でありますとか、現役の時代から、どういう形で老後に、御自分の仕事と年金とを組み合わせていかれるかというところは相当違いがございまして、そういう意味で、自営業の方に所得比例保険料を導入し所得比例給付をするというのは非常に、おっしゃるとおり、自営業の方の御希望なりお考えも十分聞きながら議論をする必要がある事項だらうというふうに思つております。

○冬柴委員 ですから、サラリーマンとのようないくつかの自営業とを一元化して一律にしてしまつて、そしてそれを、その人の好みとか意見とかは抜きにして所得比例年金に組み込んでしまう、強制加入になるわけでございますから。そういうことについて、私はやはり、相当な時間と議論が必要ではないのかというふうに思うわけであります。

まず、そのような私が挙げたようなお百姓さん、漁師さん、あるいは魚屋さん、八百屋さんといふ人たちの所得をサラリーマンの所得と同じ程度で把握するというの、どんな制度の導入を必要としますか。

○坂口国務大臣 先ほどからお話しいただいておりますように、自営業者の皆さんの特徴というの、一つは定年制が存在しない、サラリーマンとの大きな違いだというふうに思います。

もう一つは、所得が年々歳々と申しますか、あるいはまた月々と申しますか、非常に変化が大きいわけでありまして、先月よかつたから今月もいかといえ、そもそもいかない。平均値でいくとしましても、昨年はある程度よかつたけれども、ことしは悪いとか、あるいはまた、逆の場合も起り得るということを、あるいはまた、非常に変化があるといふのが自営業者の皆さんの所得の特徴だというふうに私は思います。

そこをどのように把握をし、そしてどのような保険料を掛けさせてもらうかということは、なかなか難しい話であるだけは間違ひがありません。この皆さん方の所得を把握するためには、納税者番号制等を導入して、そして皆さん方の所得

といふものを把握させていただく。納税者番号といえども、全部把握することができるかどうかわかりませんけれども、ある程度は把握ができるとうふうに思います。そういうことができるかどうかといふことがあります。

それから、これはきょう午前中にもお答えをしましたことでございますが、その所得に対して保険料を掛けますときに、それは売り上げに対して掛けられるのかどうかということございます。サラリーマンでございますと、給与に対する保険料を掛けているわけでありますから、それと同じ形でいくということになれば、これは売り上げに對して掛けるということになります。それとも、そこから経費を引いた所得に対する掛けの、あるいは課税所得に対して掛けるのかといふようないこともこれは議論の対象になりますし、ここをどうするかということは甚だ難しい議論になります。

ですから、ここをサラリーマンと同じようにするのかということを、あるいはまた、これは別扱いにするのかといつたようなことも議論をしなければならないことであるというふうに思つております。

ほかにもいろいろあろうかといふうに思いますが、それでも、主なものを挙げれば、そういうことではないかといふうに思つております。

○冬柴委員 もう一つ、先ほど年金局長から答弁がありましたけれども、自営業の場合には使用者がいるわけではありません。使用者といふ方がいられません。サラリーマン、被用者の場合には使用者といふ人がいられるわけでありまして、これは各國どこでも、民主党がお手本にされましたといふスウェーデンでも、現在一八・九一%ですかといふうな高率の所得比例年金保険料率がそんなことになつてゐるようですねけれども、そのうち、労働者の方は七%負担しているだけ。そして、使用者の方は一一・九一、約一二%を負担している。そういう実態があるようございますが、そういう問題を踏まえながら、では自営業者はどれだけ負担しているのかといふと、ど

うも全部、一八・九一を負担しているようでございます。どういうふうな分母でこういうものが掛け合わされるのか、私はつまびらかにすることはできませんけれども、よく納得しているなという感じがしますね。

日本で、今の商店街を歩いて、民主党が言つていただきますよと、いうことを言つた場合、大変なパニックが起るんじゃないでしょうか。しかも、民主党案には、手に入れますと、社会保険庁と税務署を合体して、保険料は税金の徴収と同じようにやるということまで言つていられます。そうすると徴収が強化できるところは書いてありますから。そうすると、その大きな、今おっしゃつたように八倍にもなる、今の一万三千三百円を基礎に考えた場合に八倍にもなるような保険料を加入を強制された上に、払わなければ要するに税務署が来るわけですから、これは滞納処分、滞納処分ということになりますと、もちろん差し押さえ、競売ということになります。

こういうことがみんな、例えば商店連盟とか商工会とか商工会議所とかいう、そういう人たちを代表する団体がたくさんありますけれども、民主党はやはりそういうところも十分聞かれて、納得を得た上でやつてはいるのかどうか、私は本当に疑問を感じます。何か自営業者いじめの内容になるのと違うかな、相当なパニックが起るんじやないかなということを私は予想いたします。

その上に、あとまだもうちょっと時間がありますからお聞きしたいんですけど、民主党は最も低保障年金制度というものをおつくりになる、そしてそれは、その財源は年金目的消費税をもつて充てる、こういうふうに言つてはいると思うわけでございます。民主党案がきちっと出ていないときに仮定して言うわけにはいきませんけれども、一定の前提を置いて試算してみた場合、一体

この消費税率は何%必要と推計できるかお示しをいただきたいと思うのですが、いかがですか。

○吉武政府参考人 民主党案はまだ検討中のようですが、いざ示されるんではないかと思ひます。その設計の基本のところはなかなか不明のために、最低保障年金の財源の規模について試算は非常に難しい状態でございますが、最低保障年金の財源とちょっと目を変えまして、現行の保険料水準を変えない、一三・五八%。それから、政府案と同程度の給付水準はこれはいわば守るといいますか、そういうことで考えますと、まず、政府案におきましては、国庫負担を基礎年金二分の一に引き上げていただくということです。この二分の一に引き上げていただくということでござりますので、ここは民主党案では歳出の削減によります。この二分の一に引き上げていただくといふことによるという御主張でございますが、これを仮に消費税に換算して申しますと、一%強だろうといふことになります。

それから、政府案で申し上げますと、厚生年金の保険料率を一八・三%まで引き上げさせていただく、そして標準的なケースで所得代替率五〇・二%を確保したい、こういうことでございますが、仮に厚生年金保険料を現行の一三・五八のまま据え置きまして、同程度の給付水準を確保するということになりますと、保険料の上げられないところが財源が足りなくなりますので、これを別途用意する必要があるだろう。そういう意味で計算をいたしますと、この差額分は、保険料率が上限に達します二〇一七年度において八・四兆円程度というふうに見込まれまして、年金目的消費税に換算すると三%弱だろうというふうに考えられます。

さらに、このほかにも、今申し上げたところは厚生年金の一三・五八%と一八・三%との差を消費税換算したものでございますが、厚生年金の被保険者数は四千二百万人でございまして、これ以外にも共済年金、あるいは、今回の案にございますが、いわゆる第一号の方についても同じよう

なことを適用いたしますと、公的年金の加入者は七千万人でございまして、四千二百万人だけではなくて七千万人の影響をどう考えるかという問題が出てくるだろうというふうに思っております。仮にこれを比例的に四千二百万人の七千万人として、それから先ほどの二分の一の一%強を足し合われますと、六%程度という形でございます。むしろ、一三・五八%に据え置くという方から計算を申しますと、そういう足りない財源といいますか、が出てくるだろうということあります。

○冬柴委員 そうすると、現行の消費税率五%の上にこの年金目的消費税なるものが約六%ないと、おっしゃつていてるような、いろいろ仮定はありますけれども、実行できないのではないか。民主党は三%というようなことを言つていられるようですが、それでも、到底それでは賄い切れないということが明らかになつたように思つてあります。これを入れた場合に、問題が三つあると思います。

一つは、高齢者で、もう保険料を全部払い終わつて、今いただいてる人にまで、もう一回保険料の支払いを、消費税という形で二重払いを強制するということです。これは高齢者いじめ、老人いじめじゃないかなという感じがいたします。一つです。

もう一つは、一号被保険者、先ほどの八百屋さんとか魚屋さんで、こういう人たちが、所得比例年金で物すごく上がつて来る上に、まだこの上に消費税まで、六%といったら大変なことですけれども、もう一回それまで負担させられるということになると、これも大変な負担になるんではないか。今の状態と比べたときに、二〇〇九年からとおっしゃつて、あと五年たてば

そして、来年は介護保険についてどうするかということも決めなきやなりませんし、それからまた、再来年には新しい高齢者の医療制度ということで制度をつくつていかなきやならない。これに多くの国費を投入しなきやならないことになるんじゃないかというふうに思うわけでございます。

そういうふうになつてまいりますと、これから七千万人でございまして、四千二百万人だけではなくて七千万人の影響をどう考えるかという問題が出てくるだろうというふうに思つております。仮にこれを比例的に四千二百万人の七千万人として、それから先ほどの二分の一の一%強を足し合われますと、六%程度という形でございます。むしろ、一三・五八%に据え置くという方から計算を申しますと、そういう足りない財源といいますか、が出てくるだろうということあります。

○冬柴委員 そうすると、現行の消費税率五%の上にこの年金目的消費税なるものが約六%ないと、おっしゃつていてるような、いろいろ仮定はあります。それがどれども、実行できないのではないか。民主党は三%というようなことを言つていられるようですが、それでも、到底それでは賄い切れないということが明らかになつたように思つてあります。これを入れた場合に、問題が三つあると思います。

一つは、高齢者で、もう保険料を全部払い終わつて、今いただいてる人にまで、もう一回保険料の支払いを、消費税という形で二重払いを強制するということです。これは高齢者いじめ、老人いじめじゃないかなという感じがいたします。一つです。

もう一つは、一号被保険者、先ほどの八百屋さんとか魚屋さんで、こういう人たちが、所得比例年金で物すごく上がつて来る上に、まだこの上に消費税まで、六%といったら大変なことですけれども、もう一回それまで負担させられるということになると、これも大変な負担になるんではないか。今の状態と比べたときに、二〇〇九年からとおっしゃつて、あと五年たてば

そして、五対三対二という年金、医療、介護の割合を今まで厚生労働省は言つてまいりましたが、そこは四対四対二ぐらゐに修正をしなければならぬかもしないといふうに今議論をしているところでございます。

そういうふうになつてまいりますと、これから七千万人でございまして、四千二百万人だけではなくて七千万人の影響をどう考えるかという問題が出てくるだろうというふうに思つております。仮にこれを比例的に四千二百万人の七千万人として、それから先ほどの二分の一の一%強を足し合われますと、六%程度といふ形でございます。むしろ、一三・五八%に据え置くという方から計算を申しますと、そういう足りない財源といいますか、が出てくるだろうということあります。

○冬柴委員 そうすると、現行の消費税率五%の上にこの年金目的消費税なるものが約六%ないと、おっしゃつていてるような、いろいろ仮定はあります。それがどれども、実行できないのではないか。民主党は三%というようなことを言つていられるようですが、それでも、到底それでは賄い切れないということが明らかになつたように思つてあります。これを入れた場合に、問題が三つあると思います。

一つは、高齢者で、もう保険料を全部払い終わつて、今いただいてる人にまで、もう一回保険料の支払いを、消費税という形で二重払いを強制するということです。これは高齢者いじめ、老人いじめじゃないかなという感じがいたします。一つです。

もう一つは、一号被保険者、先ほどの八百屋さんとか魚屋さんで、こういう人たちが、所得比例年金で物すごく上がつて来る上に、まだこの上に消費税まで、六%といったら大変なことですけれども、もう一回それまで負担させられるということになると、これも大変な負担になるんではないか。今の状態と比べたときに、二〇〇九年からとおっしゃつて、あと五年たてば

そして、五対三対二という年金、医療、介護の割合を今まで厚生労働省は言つてまいりましたが、そこは四対四対二ぐらゐに修正をしなければならぬかもしないといふうに今議論をしているところでございます。

そういうふうになつてまいりますと、これから七千万人でございまして、四千二百万人だけではなくて七千万人の影響をどう考えるかという問題が出てくるだろうというふうに思つております。仮にこれを比例的に四千二百万人の七千万人として、それから先ほどの二分の一の一%強を足し合われますと、六%程度といふ形でございます。むしろ、一三・五八%に据え置くという方から計算を申しますと、そういう足りない財源といいますか、が出てくるだろうということあります。

○冬柴委員 そうすると、現行の消費税率五%の上にこの年金目的消費税なるものが約六%ないと、おっしゃつていてるような、いろいろ仮定はあります。それがどれども、実行できないのではないか。民主党は三%というようなことを言つていられるようですが、それでも、底

おりますが、どうぞよろしくお願ひをいたしました。

さて、今回の年金制度改革関連法案の最大の特徴は、何といっても年金制度で最も大事な将来の給付と負担を明示した点にあると思います。これまでの年金改革は、五年ごとの財政計算のたびに給付や負担を見直してまいりました。本来であれば、改革が積み重なる中で公的年金の基盤は強くなつていくべきであると考えますが、なかなかそのような方向には向かわらず、国民の年金不安は高まつてきているという側面もございます。また、我が国の年金制度は世界でも例を見ない急速な少子高齢化の進行により大きな危機に直面するという事態を迎え、このままでは際限ない保険料の上昇、また給付の切り下げが避けられず、国民の年金不安の大きな要因となつております。

こうした不安や不信を取り除くためには、年金に対して正面から向き合い、問題を発見し、解決の方策を導くことが必要でございます。その点、今回提案されております年金制度改革法案は、公的年金制度を持続可能で安定的なものにする内容となつており、私たち国民の安心につながる改正であると考えます。

将来にわたつて年金制度を維持できる抜本改革は、まさに待つなしであります。徹底討議の中で一日も早く年金改革の社会的合意を形成するためにも、民主党は審議の場にすぐ参加すべきであり、国民の前で正々堂々と論議すべきだと思います。そこで、今回の制度改革がもし行われなかつた場合、将来の給付と負担はどうなるか、まずこの点についてお伺いをいたします。

○吉武政府参考人 制度改革をいたしませんが、現行制度を維持いたしますので、給付は下がらないということになります。その場合の保険料率でございますが、厚生年金で申しますと、毎年〇・三五四%ずつ保険料を引き上げるということで試算をいたしましたと、国庫負担三分の一の場合で平成五十年、二〇三八年度に二五・九%でございま

す。それから、国庫負担三分の一の場合に平成四十二年、二〇三〇年度に二二・八%という形でございまして、いずれも二〇%を相当超える水準となつてしまります。

それから、国民年金について申し上げますと、今回の改正案では、毎年二百八十円という少し小幅に引き上げをさせていただくという案を提案させていただいておりますが、二百八十円の引き上げで現行制度を維持いたしますと、平成三十五年、二〇二三年に積立金が枯渉をいたしまして、一定の保険料水準で財政の均衡を図ることができなくなつてしまります。完全な賦課になりますので、必要な費用を毎年保険料を引き上げて賄うという形になりまして、年金制度としてはもう長期的な安定は図れないという状態になつてしまります。

○古屋(範)委員

こうした不安や不確かな数字ではございません。確かに、毎年の保険料の引き上げ幅を六百円という形にいたしました場合で申し上げますと、国庫負担三分の一の場合で平成四十三年、二〇三二年度に二万九千五百円、国庫負担三分の一の場合に平成二十九年、二〇一七年度に二万七百円という相当高い水準の保険料になつてしまります。

○古屋(範)委員 かなり厳しい数字であるとい

う御答弁でござります。

今回提案の年金制度改革法案には、我が公明党が訴えた年金改革プランの内容が大きく盛り込まれております。例えば、厚生年金の給付では、働く人の平均収入の五〇%以上を確保するとしておりましたが、改革案にも、現役世代の平均的収入の五〇%を上回る給付水準を維持しつつ、年金を支える力と給付との均衡がとれる仕組みとすると明記をされました。

また、課題であった基礎年金の国庫負担割合の引き上げの道筋を示し、さらに保険料についても上限を設けるなど、将来の給付と負担を明確にしたもので、年金制度の根幹にかかる問題について見直しが行われることになりました。これは、まさに文字どおり国民に安心を与える大改革案であると考えておりますが、坂口大臣の御認識をお

伺いたします。

○坂口国務大臣 年金と申しますのは、これは継続こそ命だというふうに思っております。継続のできないものであります。どんな立派なものもつくりましても、それは価値がありません。将来にわたつて継続されて初めて值打ちのあるものでございます。

したがいまして、今回のこの改正案、一方におきましては、ある程度保険料を今後も負担をしていただかなければなりません。一八・三〇%といふ上限をつくりましたけれども、それまでは徐々に上がつていくわけでありますし、今度は、受け取った金額は五〇・二という、五〇%を確保しましたけれども、現在の五九%から見ると徐々に下がつていかざるを得ません。一定の保険料と一定の年金額、両方をにらみながら、そして皆さん方に御理解を得なければならぬわけでござります。

保険料は低い方がいい、年金額は高い方がいい、そう思われる皆さん方からすれば、それは逆の方向を向いているのではないかという御批判もあるわけでございますが、少子高齢社会という社会の中で継続をさせていくという大前提の中で考えれば、やむを得ない今回のこの法律であります。これを行う以外に方法はないとかたく信じておられるところでございます。

そうしたことを国民の皆さん方もよく御理解をいただいて、ぜひともこの案を成立させていただきたいというふうに思っている次第でござります。

○古屋(範)委員 まさに継続と安心の今回の年金改革案といふうに御答弁を受けとめた次第でございます。

本日、質問者、女性は私一人でございますので、これから女性と年金をテーマに質問を行つてしまつります。女性と年金をテーマに質問を行つています。

今回の法案の一つは、女性の年金が大きくなると考えておりますが、坂口大臣の御認識をお

伺いたします。

得をするのかと、専業主婦の保険料免除をめぐつて、とくに女性同士の対立になりがちであります。私は、そのような女性同士の対立ではなく、広く女性全体、また社会全体の問題としてどちらが、どのような生き方を選んだとしても、制度は中立であり、そして一人でも生きられる年金制度であることが望ましいのではないかというふうに考えます。

女性の年金問題について、私たち公明党は、世帯単位から個人の単位へと、年金制度の転換を進めることを政策に掲げております。働き方の多様化、社会進出をする女性がこれほどふえた時代、またライフスタイルの変化、シングルを通す女性も多いですし、また離婚も増加をしている。このようなりライフスタイルの変化に対し、老後に安心感の持てる制度にするためには、世帯単位での給付ではなく、国民一人一人が制度の支え手となるべき、個人が尊重される明確なビジョンを持つことができる制度が確立されるべきというふうに思います。そのような観點から、私は、世帯単位から個人単位への転換を図ることが重要であると考えます。

女性と年金のあり方も含めまして、坂口大臣の御所見をお伺いいたします。

○坂口国務大臣 個人単位か、それとも世帯単位かというところは、いろいろ御意見のあるところです。

現在は、国民年金の方は個人単位になつておりますし、いわゆる職域年金の方は世帯単位になつております。また、国民健康保険を見ますと、これは世帯単位になつております。それから、先ほど忘れましたけれども、介護保険は、これは個人単位になつていています。

したがいまして、これから社会保障全体を考えていきますときに、さまざま面を持つてゐるわけであります。やはりそれぞれにその機能を果たしているのが現状でございます。

したがいまして、これから社会保障全体を考えていきますときに、さまざま面を持つてゐるわけであります。やはりそれぞれにその機能を果たしているのが現状でございます。

こうした問題を今後どういうふうに整理をしていくのかということは、私は、大事な論点の一つ

だというふうに思つておりますので、いろいろ御議論をいただきたいというふうに思つておりますが、例えば医療保険などを個人単位というふうにいいますと、それはなかなか難しいんだろう、お子さんの問題もありますし、配偶者の皆さん的问题もあつてなかなか難しいんだろう。そういうことになりますと、医療保険の方は世帯単位で、では年金は個人単位にするのかといったような話もありますし、やはり世帯単位というものをより大事にしていかなきならないという考え方もあるわけでござりますので、ここはよく議論を尽くさなければならぬところだというふうに私は思つております。

年金の場合にもし仮に個人単位の方向に向けていくということになりますと、その前にいろいろ考えなければならないことがあります。一つは、男女の賃金格差などを一体どうしていくのか。もし個人単位になつて、賃金格差が現状のままでありますと、女性の年金は常に低いといふことになつてしまします。そうしたことも今後整理をしていかなければならぬ問題でございまして、この点でございます。

○古屋(範)委員 幅広い、制度全体を考えながらのこれから議論が必要だという御答弁であったかと思います。

今回の本法案の中で、女性と年金の問題について、特に注目すべきことは、離婚時に厚生年金を分割できる新たな制度の導入が盛り込まれたことでございます。これは今回の改革の目玉の一つであり、また公明党がマニフェストの中で実現を約束していたものでございます。

そこで、まず、離婚時の年金分割の仕組みについて御説明をお願いいたします。

○吉武政府参考人 離婚時の年金分割、今回御提案を申し上げておりますのは、二つございます。一つは、第三号被保険者の期間に係ります厚生

年金の分割制度でございます。この場合は、その事由は、離婚をされた場合、あるいは離婚とほぼ同等で分割を適用することが必要な事情がある、家庭がいわば一緒に住まるる状態じゃないという事でございますので、例えば行方不明なんかを想定しております。それから、第二点目でございまるが、これは第三号被保険者の方の請求によつて決まるということでございます。ですから、第三号被保険者の方が分割は請求しないということであれば、それは分割にはならない。それから、今回の改正法の分割の規定の施行後の期間について適用する、過去についてはさかのぼらないという点でございます。その結果としまして、配偶者の厚生年金の標準報酬の記録、例えば、三十年間平均給与で三十万で勤めておられたというこの記録は半分その配偶者の方に分割をされる、記録が分割をされるということです。年金額を分割するということとは違います。

それから、第二点でございますが、離婚した場合に、当事者間の合意、通常は協議離婚でございまますので、当事者間の合意あるいは裁判所の決定がありました場合に、この場合には、共働きのそ

れぞの期間でござりますとか、今申し上げました第三号分割の法律の施行前の期間についても、当事者の合意を基本としながら、必要な場合には裁判所の決定を加味いたしまして、二分の一を上

限として、やはり標準報酬記録を分割できるといふことでございます。

標準報酬記録を分割できるという仕組みにしておりますのは、年金額の分割でござりますと、例えれば、配偶者が亡くなられるとそのことによって年金額は支給がなくなりますので、配偶者の年金の権利が消失をしますと、離婚された場合にも、

その方のもう一方の配偶者が現実に年金を受け取ることができないということでございまして、御

出した画期的な制度であると認識をしておりま

す。この点につきまして、坂口大臣の御所見をお伺いいたします。

○坂口国務大臣 そういうふうに認識していただいている大変ありがたいというふうに思つておられることが多かったです。この点につきまして、坂口大臣の御所見をお伺いいたします。

○吉武政府参考人 離婚時の年金分割、今回御提案を申し上げておりますのは、二つございます。

一つは、第三号被保険者の期間に係ります厚生

○古屋(範)委員 女性は男性に比べて平均寿命が長く、これは予測によりますと、さらにさらに平均寿命が伸びていくようありますけれども、さらには核家族化の影響や中高年夫婦の離婚の急増など、女性が人生の最後を単身で過ごすというケー

スが非常に多くなっております。離婚時に厚生年

金を分割できるということは、女性の老後に新た

なセーフティーネットが張られ、生活保障が前進

するという大きな意義があるというふうに考えま

す。

一部には、この制度によって離婚が奨励されるのではないかという意見もございませんけれども、さ

うではないかという意見もございませんけれども、さ

うではありませんかのぼらぬといふことではな

いふことは大変大事なことでござりますし、年

金の上におきましても、そういうことはやはりし

ていかなければいけないというふうに考えて

いることは大変大事なことでござりますし、年

金の上におきましても、そういうことはやはりし



生年金の加入期間も短く、また、男女間の賃金格差も大きいというふうに思います。この問題を年

金の問題として認識し、今後さらに女性の生き方が多様化した時代に合った年金制度を構築すべきであると思います。

また、最後になりますが、やはりこうした年金

に関するまして、子供のころからの年金教育、学校を卒業し、仕事をして、どのように年金を納め、

納税をし、そして仕事をやめてから、どのような人生設計でもつて生涯を送っていくかというような教育が必要ではないかというふうに思つております。

まさにそのような個々の生き方の集積が一つの国を形づくるというふうに考えるわけでござりますけれども、坂口大臣の二月の小泉内閣メーリマガジン「ほんねとーく」の中で、どのような年金をつくるかは、どのような国づくりをするか

ということであり、近い将来日本に訪れる少子高齢化社会をどのように乗り切るかが問われていることになる、このよくな一文がございます。この

大臣の描かれる日本の将来のあるべき姿について、最後に御質問をいたします。

○坂口國務大臣 時間が参つておりますから、もう簡単に申し上げさせていただきたいと思いますが、年金制度を成立させることができると思いますが、それはその周辺の政策をどう実現していくか、大きく言えば日本の国づくりをどういうふうにしていくかということセットの話であるということを申し上げたわけでございます。

その中で特に重要なことは、やはり、女性だけではありません、女性を含めたすべての人の働き方というものをどのようにしていくかということは少子化社会にとりまして非常に大事な問題でございますので、働き方をどのようにこれからしていったらいいか、これは企業にだけお願いをするというのではなくて国全体で考えていかなければならぬ問題であるということを中心に述べた次第でございまして、そういう覚悟でこれからもやっていきたいと思っております。

○古屋(範)委員 以上で質問を終わらせていただ

きます。ありがとうございました。

○衛藤委員長 次に、民主党・無所属クラブ、日本共産党、社会民主党・市民連合所属委員の質疑に入ることいたしておりましたが、質疑者の通告が得られません。質疑者の通告を要請いたしましたので、しばらくお待ちください。

速記をとめてください。

(速記中止)

○衛藤委員長 速記を起こしてください。

民主党・無所属クラブ、日本共産党、社会民主党・市民連合所属委員に対し、質疑者の通告を要請いたしましたが、質疑者の通告が得られません。

この際、暫時休憩いたします。

午後二時四十三分休憩

(休憩後は会議を開くに至らなかつた)

第一類第七号

厚生労働委員会議録第九号 平成十六年四月七日

二六



平成十六年四月十六日印刷

平成十六年四月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局